

(仮称) 堺市立第1学校給食センター整備運営事業 入札説明書等に関する質問回答結果

No.	資料名	頁	章	節	細節	項	目	項目名	質問事項	市の回答
1	実施方針	1	1.1	1.1.4	(5)	(イ)	(d)	光熱水費	電気、ガスのエネルギーコスト積算にあたり、公平性を担保するために、提案時の燃料調整費は、提案時点で公表されている最新の燃料調整費情報にて積算するという理解でよろしいでしょうか。その背景として、昨今のエネルギー価格高騰に伴い、燃料調整費をいつ時点で採用するかによって、かなりコスト差が生じるため	前段・後段ともに事業者の提案に委ねます。
2	実施方針等に関する個別対話の結果	7						工程	伐採および造成工事は設計完了後に行うことと回答されております。それで設計完了後とは実施設計図書提出後でしょうか。また工程が厳しいかと思しますので設計完了前でも着手させて頂けないでしょうか。	当該事業用地は、泉北水再生センター敷地の一部であることから、土地使用に関する事務手続きに一定の時間を必要です。このため、市は現場作業の着手時期として、令和5年10月を想定しています。基本的にはそれ以降から作業可能とします。
3	実施方針等に関する質問回答	11						施設整備期間	工事期間の考え方で4週8閉所と想定されているとのことですが堺第2では4週8休（個別対話の結果No.30）で想定しているとも回答されております。それで設定されている期間ではかなり厳しいかと思われるので4週8休とさせて頂けませんか。	事業者の提案に委ねますが、働き方改革の内容を踏まえて適切に設定してください。
4	実施方針等に関する質問回答	16						配膳業務	パンや個包装の冷蔵品が8時から納品とのことですが、配膳員の勤務時間と人件費検討のためにもどの学校がどの時間帯に納品されるのかご教示ください。	現時点では詳細は決定しておりません。なお、学校直送品の学校への最も早い納品時間は、午前7時30分となる場合があります。各学校への納入時間については、事業契約締結後にお知らせします。
5	実施方針等に関する個別対話の結果	24						残置物	事業者への引渡し時の敷地状況が現状引渡しを想定しているとの回答でしたが廃棄物等については貴市ですべて処分していただけるのでしょうか。	基本的に継続使用するものはないと考えています。撤去や費用負担等については、市と事業者にて協議して判断します。

(仮称) 堺市立第1学校給食センター整備運営事業 入札説明書等に関する質問回答結果

No.	資料名	頁	章	節	細節	項	目	項目名	質問事項	市の回答
6	実施方針等に関する個別対話の結果							No.66、137	アレルギー対応食は、最大で副食2品を想定とのことですが、将来的な代替え食対応を考慮して最大で副食3～4品に増えることはありますか。	代替え食対応を考慮して、アレルギー対応食の数が最大で3～4品に増えることはありません。
7	入札説明書	6	3.2.					募集及び選定のスケジュール	入札説明書等に関する質問の機会が1回しかございませんが、質疑で生じた貴市と事業者との認識のずれの解消や事業者の提案をより良いものにするために、再度の質問の受付・回答の機会を設定頂けないでしょうか。	再度の質問の受付は予定していません。
8	入札説明書	6	3.2					募集及び選定のスケジュール	想定スケジュールによれば、10月上旬に基本協定締結、10月中旬に特定目的会社との事業契約の仮契約締結となっておりますが、基本協定締結から事業契約の仮契約締結まで一週間程度しかなく、この間に特定目的会社を設立して登記まで済ませることはほぼ不可能です。片や、落札者決定から基本協定の締結まで1ヶ月あり、この期間は大幅に短縮が可能と思われるため、基本協定の締結を9月上旬としていただけませんか。	スケジュールについては、原案のままとします。9月上旬に落札者の決定について、事業者へ通知しますので、10月中旬に事業契約できるよう特定目的会社の設立の準備を進めてください。
9	入札説明書	7	3.3	3.3.1	(2)			構成企業等の明示	「構成企業が業務に当たらない場合には」とありますが、これは専らSPC管理のみを行うなど、「2.4.5.事業範囲」の項目に明記されていない業務を担当する企業を指すと考えてよろしいでしょうか。それとも、専ら出資のみで、業務の受託予定がない企業を指すのでしょうか。	「2.4.5.事業範囲」の項目に明記されていない業務を担当する企業を示します。
10	入札説明書	8	3.3.2.	(1)				入札参加者の備えるべき参加資格要件	設計、工事監理、建設、維持管理、運営等の業務以外の、所謂「FA業務・SPC管理業務」の受託企業が構成員として参加する場合は(1) 共通の参加資格要件のみを充足すれば問題ない認識で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。

(仮称) 堺市立第1学校給食センター整備運営事業 入札説明書等に関する質問回答結果

No.	資料名	頁	章	節	細節	項	目	項目名	質問事項	市の回答
11	入札説明書	13	3.4	3.4.4	(2)			入札参加資格申請書類の作成	(様式9) 参加資格申請書に添付する「市の入札参加資格を有する者であることを証する書類」とありますが具体的な書類名をお教えてください。例：市の指名格付通知メール、入札業者リスト等	市の入札参加資格を有する者であることを証することができれば、書類の種類は問いません。
12	入札説明書	13	3.4	3.4.4	(2)			入札参加資格申請書類の作成	(様式9) 参加資格申請書に添付する「雇用保険法第7条の規定による被保険者の資格27条の規定による被保険者の資格の所得の届出を行っている者であることを証する書類」とありますが「確定申告書+納付書」の提出にて要件を満たしておりますでしょうか。満たしていない場合はお教えくださいませ。	経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書における「その他の審査項目（社会性等）」の各項目で確認します。ただし、当該項目について「無」と表記されているが、その後に加算されている場合は、その項目に応じて「雇用保険適用事業所設置届事業主控（受理済）の写し」、「健康保険・厚生年金保険適用事業所関係事項確認（申請）書の写し」又は「社会保険に関する報告書（市が指定する様式）」をご提出ください。
13	入札説明書	16	3.4	3.4.5	(3)	(キ)	(a)	提案上限金額	提案上限金額の設定はありますが。提案下限金額の設定はございますでしょうか。	最低制限価格の設定はございません。
14	入札説明書	16	3.4	3.4.5	(4)	(ウ)		その他	「入札参加社又は代理人が開札に立ち会わない場合においては、当該入札事務に関係のない職員を立ち合わせるものとする。」とありますが、職員を立ち合わせる場合、事前に貴市への申請は何か必要なのでしょうか。必要でしたら詳細をご教示いただけますでしょうか。	開札は入札後すぐに行います。入札当日に入札書をご持参された方がそのまま立ち会っていただく予定です。ただし、海外事業者など物理的に入札書を持参するのが困難なときに限り、入札日の前日午後5時までの必着を条件に、郵送による入札を認めています。この場合、当該入札事務に関係のない市職員が立ち会って開札するものです。
15	入札説明書	17	3.4	3.4.5.	(3)	(サ)	(a)	入札保証金	違約金が「落札金額の100分の3に相当する金額」と記載されておりますが、本違約金についても基本協定書と同様に、帰責性を有するものが連帯して負担する建付けとして下さい。	原案のままとします。

(仮称) 堺市立第1学校給食センター整備運営事業 入札説明書等に関する質問回答結果

No.	資料名	頁	章	節	細節	項	目	項目名	質問事項	市の回答
16	入札説明書	20	3.6.	(3)				事業契約の締結	「なお、市は落札者の事由により本契約を締結できない場合は、違約金として基本協定書に規定する金額を請求することがある。」と記載されておりますが、当該違約金は基本協定書（案）第11項第3項に基づきサービス対価Aの100分の10に相当する金額となる理解で宜しいでしょうか。また、当該違約金は帰責性を有するものが連帯して負担する建付けという理解です。	ご理解のとおりです。
17	入札説明書	20	3.6		(8)			直接協定の締結	念の為の確認ですが、事業者がプロジェクトファイナンスを調達する場合には、他の同種PFI案件と同様に、融資金融機関との間で直接協定を締結頂ける理解にて宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
18	入札説明書	21	4.2	4.2.2	(1)			交付金及び地方債等	交付金の充当を前提とされていますが、交付金の種類、申請等に必要書類作成はどの程度を想定されているのでしょうか。	学校施設環境改善交付金を活用することを想定しております。その申請等に当たり、当該建設工事のうち交付金の対象となる経費が確認できるよう、内訳明細がわかる書類の作成にご協力いただきます。
19	入札説明書	21	4.2	4.2.2	(1)			交付金及び地方債等	交付金の充当を前提とされていますが、交付金額が想定よりも下回った場合でも、契約金額への影響はないと考えてよろしいでしょうか。	契約金額への影響はありません。
20	要求水準書	2	1.4	1.4.1	(8)			調理衣料品	調理衣とはどのようなものを指しますか。	調理を行うための白衣や白衣ズボンを指します。

(仮称) 堺市立第1学校給食センター整備運営事業 入札説明書等に関する質問回答結果

No.	資料名	頁	章	節	細節	項	目	項目名	質問事項	市の回答
21	要求水準書	6	1.4	1.4.6	(3)				「「堺市宅地開発等に関する指導基準」P78(3)緑化 イ.緑化面積の計算 c.駐車場緑化の取り扱い 2)駐車場を緑化ブロック(緑化率50%以上)等で整備し、地被類、芝生等によって緑化する場合。」を行った駐車場の範囲はすべて緑化面積に含むことができると考えてよろしいでしょうか。	堺市宅地開発等に関する指導基準に基づき、緑化面積に含むことができる場合があります。ただし、駐車場緑化（車両の駐車区画のみで通路は含まない）により有効緑化面積として認められる割合は、必要緑化面積の3分の1までです。また、接道部緑化の2倍計算を運用する場合は、駐車場緑化による緑化面積は有効面積に含むことはできません。
22	要求水準書	7	1.4	1.4.7				施設概要	敷地内既設インフラ設備及び制約事項に各点検時の車両通行および作業スペースを確保するようにと記載がありますが建設工事期間中も作業されることはありますか。	敷地内の既設インフラ設備については、建設工事期間中においても緊急時の点検調査等で作業する可能性があります。また、送泥ポンプ棟については日常点検を行うため、工事車両動線や仮囲いの位置にご留意ください。
23	要求水準書	7	1.4	1.4.7				施設概要	その他に『本件施設用地内において、泉北送泥ポンプ場の薬注タンクの更新作業に必要な10t 吊のラフテレーンクレーン設置スペース（薬注タンクの北西側に隣接した位置に約10m 四方）を確保できるようにするとともに、当該ラフテレーンクレーンが自走できる経路を確保すること』と記載がありますが建設工事期間中に薬液タンクの更新作業を行うことはありますか。	現時点では、建設工事期間中に薬注タンクの更新作業を行う予定はありません。なお、事業期間中においては更新を行う可能性があるため留意ください。
24	要求水準書	7	1.4	1.4.7				堺市の住居表示	本件施設用地を「堺市中区八田西町1-1-1」としています。堺市の場合、提案では「1丁」という表記を使う必要はありますか。（配送校の住所は「丁」で表記されています）	特に必要はありません。
25	要求水準書	8	1.4	1.4.7				敷地内既存インフラ設備及び制約事項	泉北水再生センターへの電気引込ケーブルが計画上移設が必要となった場合、移設は可能でしょうか。移設時に一時停電となりますが運営上支障はございませんでしょうか。	埋設配管は市の所有であり、管内の特別高圧電気ケーブルは関西電力送配電株式会社の所有となっています。移設の可否については、市及び関西電力送配電株式会社と協議の上で判断致します。また、移設時の一時停電についても協議を要します。なお、移設に伴う費用については全て受注者の負担となります。

(仮称) 堺市立第1学校給食センター整備運営事業 入札説明書等に関する質問回答結果

No.	資料名	頁	章	節	細節	項	目	項目名	質問事項	市の回答
26	要求水準書	8	1.4	1.4.7				敷地内既存インフラ設備及び制約事項	送泥ポンプ棟の高圧引込管が計画建物と干渉した場合に移設は可能でしょうか。また、移設するにあたり送泥ポンプ室が一時停電することになりますが運営上支障はございませんでしょうか。	送泥ポンプ棟及び高圧引込ケーブルは大阪府が所有しているため、本事業で移設することは不可とします。
27	要求水準書	8	1.4	1.4.7				その他	「本件施設用地には、散水栓用の給水管や照明用の電気配管など位置が不明瞭な配管が埋設されている」とありますが、これらの配管は、今後も継続使用するものでしょうか。工事に伴い撤去してもよいのでしょうか。仮に撤去する場合その撤去費用は貴市にて負担していただけると考えて宜しいでしょうか。	基本的に継続使用するものはないため、工事に伴い撤去していただいて構いません。なお、その撤去費用は事業者の負担となります。
28	要求水準書	8	1.4	1.4.7				施設概要	その他『本件施設の整備に当たっては、…。また、将来的にケーブルの引替えができるようハンドホール周りの作業スペースを確保すること。』とありますが建設工事期間中および給食センター稼働時間帯に作業することはありますか。	現時点では、建設工事期間中に特別高圧電気ケーブルを引き替える計画はありません。将来的な更新に当たっては、給食センターの稼働に配慮しながら作業を行うことと想定します。
29	要求水準書	9	1.4	1.4.8	(6)			配送校と計画食数	1月31日に公表された質疑回答No56にて、P9の計画食数の表の学級数には「特別支援学級数は含まれていない」旨回答頂いているため、特別支援学級用に別途食缶類の計画は不要との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
30	要求水準書	9	1.4	1.4.8	(6)			配送校と計画食数	掲載されているのは、令和7年度の学級数ですが開業後、これ以上増加することはありませんか。コンテナ台数や食缶の調達数試算のため、事業期間中を通した、学校ごとの最大クラス数（特別支援学級も学級単位で配膳する場合は、その数も含む）を提示ください。	現時点では事業期間中のクラス数は不明です。要求水準書の1.4.8.(6)に計画食数と学級数、様式29-2に生徒及び職員数の推移を示しておりますので、そこから勘案してください。なお、支援学級への配膳は予定しておりません。

(仮称) 堺市立第1学校給食センター整備運営事業 入札説明書等に関する質問回答結果

No.	資料名	頁	章	節	細節	項	目	項目名	質問事項	市の回答
31	要求水準書	10	1.4	1.4.8	(6)			配送校と計画食数	給食調理ライン（8,000食/日）により2つの配送グループに分ける予定であり、そのグループ分けについては入札公告時に明らかにする。とありますが、参考までにご提示お願いします。	要求水準書の添付資料13「配送校の配膳室備品一覧・配送校内訳表」をご確認ください。なお、要求水準書の当該記載については修正します。
32	要求水準書	10	1.4	1.4.8	(6)			配送校と計画食数	「給食調理ラインにより2つの配送グループに分ける予定」とありますが、そのグループ分けについてご教示ください。	要求水準書の添付資料13「配送校の配膳室備品一覧・配送校内訳表」をご確認ください。なお、要求水準書の当該記載については修正します。
33	要求水準書	10	1.4	1.4.8	(6)			配送校と計画食数	2つの配送グループのグループ分けはいつ頃公表される予定でしょうか。	要求水準書の添付資料13「配送校の配膳室備品一覧・配送校内訳表」をご確認ください。なお、要求水準書の当該記載については修正します。
34	要求水準書	10	1.4	1.4.8	(6)			配送校と計画食数	「グループ分けについては入札公告時に明らかにする」とありますが、資料13の2枚目の「配送校内訳表」の左右の表がそれぞれのグループという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。なお、要求水準書の当該記載については修正します。
35	要求水準書	10	1.4	1.4.8	(7)				施設稼働日数は年間約195日とありますが、1校あたりの給食実施日は159日程度とありますが、配膳員の積算をする際は159日程度プラスの清掃等の準備日程で考えて間違いないでしょうか？	事業者の提案に委ねます。

(仮称) 堺市立第1学校給食センター整備運営事業 入札説明書等に関する質問回答結果

No.	資料名	頁	章	節	細節	項	目	項目名	質問事項	市の回答
36	要求水準書	11	2.1	2.1.2	(1)			実施体制	施設整備業務総括責任者は、設計、工事監理、建設、調理設備設置業務を実施する企業のうち、どの業務を担当する企業から選任することが求められるのでしょうか。または、これに拘らず、運営企業から選任することも可能なのでしょうか。	提案に委ねますが、施設整備業務を実施する上で市の連絡窓口となる責任者であるため、施設整備業務に関して市からの問い合わせに対し、迅速かつ的確に回答できるものを配置してください。
37	要求水準書	11	2.1	2.1.2	(2)			実施体制	施設整備業務総括責任者と設計業務責任者の兼務は可となっていますが、施設整備総括責任者と建設業務責任者の兼務は不可ということでしょうか。	工事監理業務責任者と別であれば、施設整備総括責任者と建設業務責任者の兼務は可能です。
38	要求水準書	11	2.1	2.1.2	(2)			実施体制	施設整備業務総括責任者はその段階毎に最も業務内容を把握している者が担うことを想定した場合、設計段階では設計業務責任者が兼務し、建設段階では建設業務責任者が兼務することは認められませんか。	可能です。ただし、設計業務と建設業務の時期が重なっている場合は、当該期間において施設整備業務総括責任者が工事監理業務責任者と兼務とならないようにご注意ください。
39	要求水準書	12	2.2	2.2.2	(3)			施設整備に伴う各種申請業務	建築確認申請を行う際は、市に事前説明を行うこととありますが、計画通知による手続きは想定されていないのでしょうか。	計画通知による手続きは想定していません。
40	要求水準書	15	2.2	2.2.11	(7)			配送車両調達業務	配送車両の調達方法は、事業者の提案によるものとしてされていますが、リースによる調達も可能と理解して宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。

(仮称) 堺市立第1学校給食センター整備運営事業 入札説明書等に関する質問回答結果

No.	資料名	頁	章	節	細節	項	目	項目名	質問事項	市の回答
41	要求水準書	15	2.2	2.2.11	(7)			配送車両調達業務	仮に配送車両をリースにより調達した場合、当該リース料は施設整備費ではなく、「様式29-2運営費見積書」における「8配送車両維持管理業務」の「車両調達費」に計上すると理解して宜しいでしょうか。	配送車をリースする場合であっても、様式26-6①「初期調達費見積書」の「配送車」に計上してください。
42	要求水準書	17	3.2		(7)			配膳リハーサルの日程	「配膳リハーサルは、各中学校最低1回以上は実施し（略）配膳室にコンテナを搬入する」とあります。開業準備期間は2025年4、5月に当たりますが、平日に実施すると考えて良いでしょうか。	ご理解のとおりです。
43	要求水準書	19	4.1	4.1.3	(1)			実施体制	維持管理業務責任者は、速やかに連絡が取れる体制が構築できれば、常勤である必要はないでしょうか。	事業者の提案に委ねます。ただし、維持管理業務責任者は、維持管理業務を総括する責任者として、業務全般を掌握し、従業員を指揮監督できる者を配置してください。
44	要求水準書	19	4.1	4.1.3	(3)			実施体制	専用のシステム等の活用とありますが具体的にどのようなシステムでしょうか。	事業者の提案に委ねます。
45	要求水準書	21	4.1	4.1.10	(2)			事業終了時の市の検査	本件建物の欄に鉄骨構造の接合部のボルトのゆるみ等とありますが、現実的には、内装や耐火被覆により点検することは、難しいと思います。合理的に点検できる範囲との理解でよいでしょうか。	ご理解のとおりです。

(仮称) 堺市立第1学校給食センター整備運営事業 入札説明書等に関する質問回答結果

No.	資料名	頁	章	節	細節	項	目	項目名	質問事項	市の回答
46	要求水準書	22	4.2	4.2.1	(3)	(ウ)		建築物保守管理記録の作成、保管及び報告	点検記録は5年以上、その他の記録は事業期間終了時まで保管することと記載がございますが、記録の保管はCD棟の電子データでもよろしいのでしょうか。	ご理解のとおりです。
47	要求水準書	22	4.2	4.2.2	(2)	(ア)	(b)	空気環境の状態確認	各部屋の空気環境の状態を確認とありますが、換気設備や空調設備の動作確認を想定してます。空気環境測定までは必要無いとの理解でよろしいのでしょうか。	室内空气中化学物質の室内濃度指針値及び標準的測定方法など遵守すべき法令等に基づき確認してください。
48	要求水準書	22	4.2	4.2.2	(2)	(ア)		運転・監視	常駐設備管理員の配置が必要ということでしょうか。	常駐の必要はありません。提案に委ねます。
49	要求水準書	23	4.2	4.2.2	(3)	(イ)	(b)	点検記録	排水処理施設点検報告書とありますが、この排水処理施設とは60ページの除害施設とは別のものでしょうか。	除外施設も含まれます。排水処理に関して本敷地内に整備した施設に関し、維持管理業務において、点検等実施した際は、排水処理施設点検報告書として取りまとめ市に報告してください。
50	要求水準書	27	4.2	4.2.6	(2)	(ウ)	(a)	へ) グリストラップの設置	グリストラップは、1日1回以上点検し、必要に応じて清掃を行うことと、記載がございますが、P73 6.3.3. 機械設備の(5)排水設備には下水道監理者の指示にしたがい、必要に応じてグリストラップを介して除害施設に接続すると記載があります。グリストラップの清掃は、グリストラップの設置がなされた場合との理解でよろしいのでしょうか。	基本的にグリストラップの設置は必要ですが、下水道管理者と設計に係る事前協議をした結果、グリストラップを介して除害施設に接続する必要がないと判断された場合は、この限りではありません。

(仮称) 堺市立第1学校給食センター整備運営事業 入札説明書等に関する質問回答結果

No.	資料名	頁	章	節	細節	項	目	項目名	質問事項	市の回答
51	要求水準書	27	4.2	4.2.6	(2)	(ウ)	(a)	建物全般	へ) グリストラップのピット内堆積汚泥の汲み取りは年2回ではないでしょうか	原案のままとします。
52	要求水準書	28	4.2	4.2.6	(2)	(オ)	(c)	ねずみ及び衛生害虫当の発生源	ねずみ及び衛生害虫等の発生源を発見した場合は、速やかに撤去、消毒することと記載ございますが、発生源が敷地外にある場合、市で対応していただけるとの理解でよろしいでしょうか。	本事業が起因するものでない場合はご理解のとおりです。
53	要求水準書	29	4.2	4.2.7	(3)	(ア) (オ)		要求水準	日中は有人警備を想定ということでしょうか。	夜間及び休日の機械警備を標準としていますが、有人警備を妨げるものではありません。
54	要求水準書	30	4.2	4.2.8	(3)	(エ)		長期修繕計画に基づく修繕・更新	事業期間中は長期修繕計画に基づく修繕・更新を実施すること。と記載がございますが、設備の稼働状況や環境、経験則等により、前倒しや先送りが発生し、実施時期に計画との相違が発生した場合でも、修繕計画に基づいた修繕・更新と認めていただけるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりですが、事前に市と協議し、市の上承を得てください。なお、長期修繕計画は、修繕・更新等の実施状況に基づき適宜見直しを行っていただきます。
55	要求水準書	30	4.2	4.2.8	(3)	(オ)		事業期間終了後の助言	事業期間終了後の適切な大規模改修又は更新方法等について、適宜、市に助言を行うことと記載がございますが、4.1.10の事業期間終了時の措置(5)に記載の通り、事業期間終了後1年間は、維持管理企業が連絡窓口となり、引継先からの問い合わせ対応等のサポート業務を実施することと記載があることから、当該業務の期間も事業終了後1年間との理解でよろしいでしょうか	ご理解のとおりです。

(仮称) 堺市立第 1 学校給食センター整備運営事業 入札説明書等に関する質問回答結果

No.	資料名	頁	章	節	細節	項	目	項目名	質問事項	市の回答
56	要求水準書	31	5.1.	5.1.2	(3)			誤記でしょうか	「0 提出書類」とあるのは、「7.提出書類」の誤りではないでしょうか。	ご指摘のとおりです。要求水準書の当該記載について修正します。
57	要求水準書	36	5.3.	5.3.1	(1)	(イ)		食材検収補助・保管業務	「常温・個包装食品（ふりかけ等）は使用日前日11時半～14時」に納品予定とのことですが、納品後センターで学校・クラスごとに仕分けする作業が必要であれば、数日前の納品をご検討いただけないでしょうか。	食数管理、発注の関係上、常温・個包装食品（ふりかけ等）の納品は、要求水準書のとおり使用日前日11時半～14時とします。
58	要求水準書	36	5.3	5.3.1.	(1)	(イ)		食材区分	常温品と調味料類は具体的に何が該当しますか。メニューによらず使用頻度の高い「塩、しょうゆ、油、砂糖、小麦粉、料理酒」などが調理料（月1回納品）、メニューごとに使用が決まるようなものが常温品（前日入荷）というイメージでよろしいでしょうか。	前段の常温品については、要求水準書の別添資料 7 の「堺市中学校給食衛生管理マニュアル(案)」のP12からP15をご参照ください。後段については、事業契約締結後、詳細をお知らせします。
59	要求水準書	37	5.3	5.3.1	(2)	(エ)	(a)	食材の保管	冷凍ベーコン・ハム等の冷凍肉加工品を解凍する冷蔵庫・保管する冷凍庫は野菜下処理室にもうけた加工品用冷凍・冷蔵庫と考えてよいのでしょうか。	ご理解のとおりです。
60	要求水準書	37	5.3	5.3.1	(2)	(エ)	(a)	食材の保管	冷凍ベーコン・ハム等の冷凍肉加工品を流水解凍するのは野菜下処理室のシンクで行い、上処理コーナーへ流れる動線と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

(仮称) 堺市立第1学校給食センター整備運営事業 入札説明書等に関する質問回答結果

No.	資料名	頁	章	節	細節	項	目	項目名	質問事項	市の回答
61	要求水準書	39	5.3	5.3.1	(2)	(コ)	(f)	アレルギー対応食調理業務	「市が指示した場合は、事業者はアレルギー対応食を含む、主食・副食3品等をセットした給食に加え、専用食器、個人連絡票等を専用配送容器にいれ」とありますが、この方法は、通常食からの取り分けや個別容器への配食、誤配食がないかなどの確認に大変手間がかかります。この方法を「どのくらいの頻度で、何人分行くか」は、作業スペースの検討に大きく影響するため、もう少し具体的な情報を提示願えないでしょうか（「1日あたり最大何人分」や「どのような場合にこの指示がなされるのか」など）。	すべての生徒に対してアレルギー対応食を含む、主食・副食3品等をセットした給食を提供するのではなく、原則は、除去食のみの配送を行います。やむを得ず個別対応が必要な場合について、対応を行う想定です。
62	要求水準書	42	5.3	5.3.1	(3)	(ウ)		配送時刻及び回収時刻	給食時間は令和6年度に設定とのことですが、様式35-4-2の配送計画表等は仮の時間（例えば4時間目終了後30分に給食開始）で作成すればよいでしょうか。	ご理解のとおりです。
63	要求水準書	44	5.3.	5.3.1	(5)	(ア)	(b)	配膳等業務	「別で配膳スペースを設ける配送校（想定4校程度）については、～配膳従事者が必ず立ち会うこと」とありますが、該当する配送校には、各校何か所の配膳スペースを設ける想定でしょうか。	別で配膳スペースを設ける配送校については、それぞれ既存の配膳室に加えて、校舎内に別の配膳スペースを1か所設けることを想定しています。なお、配膳スペースに設置するコンテナ数は、最大2つを想定しています。
64	要求水準書	44	5.3.	5.3.1	(5)	(ア)		配膳等業務	配膳員の更衣場所は、配送校内で確保していただけるのでしょうか。	配膳室内をパーテーションで区切り、スペースをつくって、着替えや休憩に使用する予定です。
65	要求水準書	44	5.3.	5.3.1	(5)	(ア)		配膳等業務	配膳室に休憩室はありますか？（一部スペースまたは別室は問わない。）またある場合はそのスペースで昼食を取ることは可能でしょうか？	配膳室内をパーテーションで区切り、スペースをつくって、着替えや休憩に使用する予定です。昼食をとることも可能です。

(仮称) 堺市立第1学校給食センター整備運営事業 入札説明書等に関する質問回答結果

No.	資料名	頁	章	節	細節	項	目	項目名	質問事項	市の回答
66	要求水準書	46	5.3.	5.3.1	(8)	(8)	(ア)	配送車両維持管理業務	「配送車両に係る賠償保険の付保」とありますが、保険の補償内容詳細については事業者の提案に委ねるという理解で宜しいでしょうか。	事業者の提案に委ねます。
67	要求水準書	49	5.3	5.3.1	(11)	(ウ)		その他運営業務に関する特記事項	「必要な調理備品や食器・食缶等の調達費等は市が負担する」とありますが、カッターミキサー、ブレンダー等の調理機器も含まれると考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。ただし、形態食調理時に使用する包丁、まな板等の調理器具については、事業者の準備とします。
68	要求水準書	51	6.1					給食物資配送拠点エリア	備蓄物資倉庫と備蓄物資保管室（61ページ）、食材見本保管庫と食材見本保管室（61ページ）はそれぞれ同じものでしょうか。	ご理解のとおりです。なお、要求水準書の当該記載については修正します。
69	要求水準書	52	6.2	6.2.1	(1)				「食材搬入用プラットフォーム」（キ）インターフォンを設置することありますが、プラットフォームと市職員用事務室または事業者用事務室をつなぐものと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。併せて、給食センター（調理場内）で勤務している従事者が、プラットフォームに食材納品業者が来ている事がわかるように設置してください。
70	要求水準書	53	6.2.	6.2.1.	(2)			魚・肉・卵類下処理室	「(ウ) 煮炊き調理室及び揚物・焼物・蒸し物調理室とはパススルーとすること。」とありますが、食材の交差に十分配慮いたしますので、どちらか1室のみパススルーであれば可として頂くことはできますでしょうか。	原案のままとします。

(仮称) 堺市立第1学校給食センター整備運営事業 入札説明書等に関する質問回答結果

No.	資料名	頁	章	節	細節	項	目	項目名	質問事項	市の回答
71	要求水準書	54	6.2	6.2.1	(2)			油庫	「ローリー車を使用して油を納品することを前提」とありますが、想定しているローリー車のサイズ・仕様についてご教示ください。	現時点では決定しておりません。事業契約締結後にお知らせします。
72	要求水準書	54	6.2	6.2.1	(2)			油庫	「(ア) 新油タンクと廃油タンクを設置すること」とありますが (イ) に「新油庫の位置は～」とあります。新油庫を新油タンクと読み替えて考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
73	要求水準書	58	6.2	6.2.2	(1)			会議室	定員15名以上の机・椅子等を設置することとありますが、会議室の備品は6.3.6什器備品に記載がありません。 市が整備するのでしょうか、それとも事業者で整備するのでしょうか。	事業者で整備してください。要求水準書を修正し、6.3.6.什器備品に追記します。
74	要求水準書	60	6.2	6.2.2	(4)			除害設備	除害施設は下水道管理者と協議を行い、厨房排水による障害を除去するため、除害施設を設置して適切に処理し、公共下水道（汚水）へ排出することと記載がありますが、除害施設に十分な障害を除去する能力を有する場合、P73 6.3.3. 機械設備の（5）排水設備に記載の下水道監理者の指示にしたがい、グリストラップ設置の必要がないと判断された場合、グリストラップの設置は事業者の提案によるもとの理解でよろしいでしょうか	基本的にグリストラップの設置は必要ですが、下水道管理者と設計に係る事前協議をした結果、グリストラップを介して除害施設に接続する必要がないと判断された場合は、この限りではありません。
75	要求水準書	60	6.2	6.2.2	(3)			研修室	「研修室」（エ）流し台及び収納棚を設け、・・・とありますが、可動間仕切りにて2分割した場合、片方のみで流し台および収納棚を利用できるものとして、1か所の設置と考えてよろしいでしょうか。	提案に委ねますが、共有部分に関しては、運営上を考慮して適切な配置・個所を提案してください。

(仮称) 堺市立第1学校給食センター整備運営事業 入札説明書等に関する質問回答結果

No.	資料名	頁	章	節	細節	項	目	項目名	質問事項	市の回答
76	要求水準書	59	6.2	6.2.2	(3)			共用部分の諸室の概要・要求水準	(工) 流し台など、(オ) 音響・映像機器など、(カ) モニターなどについては、2分割時に片方の部屋にあればよいと考えてよろしいでしょうか。	提案に委ねますが、共有部分に関しては、運営上を考慮して適切な配置・個所を提案してください。
77	要求水準書	60	6.2	6.2.2	(3)			研修室	「研修室」(オ) 音響・映像機器、ホワイトボード及び・・・とありますが、可動間仕切りにて2分割した場合、片方のみで音響・映像、ホワイトボードが利用できるものとして、1台の設置と考えてよろしいでしょうか。	提案に委ねますが、共有部分に関しては、運営上を考慮して適切な配置・個所を提案してください。
78	要求水準書	62	6.2	6.2.3	(1)			車両待機スペース(ア)	車両待機スペースに関して、現場説明会の際に屋根の設置の説明を受けたと記憶しておりますが、要求水準書には屋根の設置の記載がないため、車両待機スペースには屋根の設置は事業者の提案との理解でよろしいでしょうか	屋根は必要ありません。
79	要求水準書	62	6.2	6.2.3	(1)			給食物資の配送に関する車両台数の目安	給食物資の配送に関する車両台数の目安において、早朝5:00～7:00に合計19台の車両の入場、出庫が記載されておりますが、物資点検員も早朝5:00には勤務を開始しているとの理解でよろしいでしょうか、給食センター全体の警備計画に係るため、ご教示願います。	ご理解のとおりです。
80	要求水準書	62	6.2	6.2.3	(1)				「荷捌きスペース」(工) 自動手洗い消毒器、ペーパータオルホルダーを設置することとありますが、屋外にの屋根下に設置するものと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

(仮称) 堺市立第1学校給食センター整備運営事業 入札説明書等に関する質問回答結果

No.	資料名	頁	章	節	細節	項	目	項目名	質問事項	市の回答
81	要求水準書	63	6.2	6.2.3	(2)			受託者用更衣室	何人分（男女毎）のロッカーを準備すればよろしいかお示し下さい。	受託者用更衣室のロッカーについては、12人分を準備してください。男女比については事業者の提案に委ねます。
82	要求水準書	63	6.3	6.3.1	(1)	(ア)	(c)		「構内通路、駐車場、駐輪場等」－木）・・・歩道には視覚障害用の誘導ブロックを設置することありますが、北側道路歩道から連続しての敷設と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
83	要求水準書	63	6.3	6.3.1	(1)	(ア)	(a)	ロ)	「雨水貯留施設（地下部に設置する場合はコンクリート製）」は、大型車両が乗り入れ可能なT-25重耐の樹脂製籠状雨水貯留槽にすることはできますでしょうか。	不可とします。
84	要求水準書	63	6.3	6.3.1	(1)	(ア)	(a)	意匠設計	雨水貯留施設ですが要求水準書に『地下部に設置する場合はコンクリート製』と記載されておりますが樹脂製品のものに置き換えることは可能でしょうか。	不可とします。
85	要求水準書	66	6.3	6.3.1	(3)	(ウ)	(a)		「内部仕上げ」の床は不浸透性、耐摩擦性、耐薬品性に優れ、・・・と記載ありますが、耐摩擦性や耐薬品性などの性能については、給食調理エリアのみに必要とし、一般エリア等その他のエリアには不要と考えてよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。要求水準書を修正します。

(仮称) 堺市立第1学校給食センター整備運営事業 入札説明書等に関する質問回答結果

No.	資料名	頁	章	節	細節	項	目	項目名	質問事項	市の回答
86	要求水準書	67	6.3	6.3.1	(3)	(ウ)	(e)		床面から1.0mまでの内壁は不浸透性材料とすることと記載ありますが、給食調理エリアのみに必要とし、一般エリア等その他のエリアには不要と考えてよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。要求水準書を修正します。
87	要求水準書	67	6.3	6.3.1	(3)	(ウ)	(f)		内壁と床面の境界には、アールを設けるなど、清掃及び洗浄が容易に行える構造とすることと記載ありますが、床材をアールで連続させるものと考え、給食調理エリアは必須の仕様とし、その他エリアについては事業者の提案によると考えてよろしいでしょうか？	事業者の提案に委ねますが、清掃等を考慮した設えとしてください。
88	要求水準書	67	6.3	6.3.1	(4)	(カ)		防虫ネット	給食調理エリアで吸気口又は排気口を有する場合は、「防虫ネットを備えること」とありますが、74ページのその他設備では「確実に防虫できるネットを設置する」とあります。「確実に」という表現の有無で、防虫ネットの性能の違いを示す意図がありますか。また、確実に防虫できるネットとしてどのような仕様のものを想定されているか、お示ください。	前段について、言葉の有無で意図の違いを示してはいません。後段について、想定しているものではありません。
89	要求水準書	68	6.3	6.3.1	(7)	(キ)	(a)	停電対策	冷凍冷蔵設備などの機器が自動的に自家発電に切り替わる設備を設置することに関して、自家発電設備の燃料種別(油、都市ガス等)は、事業者の提案に委ねるという理解でよろしいでしょうか。また、自家発電設備について停電時以外での常用利用も可能でしょうか。	前段はご理解のとおりです。後段は事業者の提案に委ねます。
90	要求水準書	70	6.3	6.3.2	(4)	(イ)		受変電設備	受変電設備を本件建物と分離して設置することについては事業者提案と考えてもよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

(仮称) 堺市立第1学校給食センター整備運営事業 入札説明書等に関する質問回答結果

No.	資料名	頁	章	節	細節	項	目	項目名	質問事項	市の回答
91	要求水準書	73	6.3	6.3.3	(3)	(工)		給水・給湯設備	「受水槽は密閉構造のステンレス製」とありますが、参考となる受水槽をお示し頂けませんか。点検口などないものをお考えでしょうか。	市で指定する受水槽はありません。
92	要求水準書	73	6.3	6.3.3	(2)	(サ)			集中管理はエアコンのみでしょうか？ 換気についても必要でしょうか？ 下記全てでしょうか？ エアコン 外調機 給気ファン 排気ファン	集中管理について、本件施設の維持管理、セルフモニタリング等を考慮した上で、事業者の提案に委ねます。
93	要求水準書	73	6.3	6.3.2	(3)	(ア)		熱源設備	ボイラー設備（室）を本件建物と分離して設置することについては事業者提案と考えてもよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
94	要求水準書	74	6.3	6.3.3	(6)	(オ)			自己発電タイプの水栓を設けた場合は手元バルブは不要と考えて宜しいでしょうか？	ご理解のとおりです。
95	要求水準書	81	6.3.	6.3.6	(1)	(ケ)		調理実習室	調理室以外で準備する冷凍冷蔵庫のサイズは、事業者提案との理解でよろしいでしょうか。	調理実習室は要求水準書のとおり500L程度とします。その他給湯室等で使用する冷凍冷蔵庫のサイズは、事業者の提案に委ねます。

(仮称) 堺市立第1学校給食センター整備運営事業 入札説明書等に関する質問回答結果

No.	資料名	頁	章	節	細節	項	目	項目名	質問事項	市の回答
96	要求水準書	81	6.3	6.3.6	(1)	(ク)		研修室	「研修室」の備品にて、流し台、収納棚、演台、AV装置、投影用スクリーンの数量が1となっているため、研修室を2分割した場合には、片方の部屋のみで使用できればよいと考えてよろしいでしょうか。	提案に委ねますが、共有部分に関しては、運営上を考慮して適切な配置・個所を提案してください。
97	要求水準書	81	6.3	6.3.6	(1)	(ク)		研修室	「研修室」の備品にて、プロジェクターやローカルスピーカーとありますが、フレキシブルな運用を考慮して、天井設置型でなく、移動式で提案可能と考えてよろしいでしょうか。	事業者の提案に委ねます。
98	要求水準書	83	6.3	6.3.8	(1)	(工)		食缶調達数	「予備数量を5%程度見込む」とありますが、ベースとなる数量は、要求水準書P10の計画食数表の合計学級数「371」に教職員室29校分（1学校1室）を加えた400でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。なお、要求水準書の6.3.8.（1）（工）の「5%程度」を「5%」に変更します。
99	要求水準書	85	6.3	6.3.8	(2)			【アレルギー対応食用配食容器】	品名、容量から判断するに、すべて円筒形の容器のようですが、ハンバーグなどのおかずの配食に問題ないでしょうか。 また、「※個人別に準備すること」とありますが、これは、要求水準書P39のアレルギー対応食調理業務における「(f) 市が指示した場合は、事業者はアレルギー対応食を含む、主食・副食3品等をセット」する場合に、すべての容器を使用する可能性がある、ということで、基本は、1人1品の除去食提供（＝容器は1点のみ使用）という理解でよろしいでしょうか。	前段については、容器に合わせた除去食献立作成を行います。後段については、要求水準書6.3.8.(2)食器等の【アレルギー対応食用配食容器】の数量「1人2個」から「1人1個」に修正します。

(仮称) 堺市立第1学校給食センター整備運営事業 入札説明書等に関する質問回答結果

No.	資料名	頁	章	節	細節	項	目	項目名	質問事項	市の回答
100	要求水準書	87	7.1	7.1.3				開業準備に関する計画書	事業者主催の試食会とありますが、47ページにある「市が実施する保護者等を対象とした試食会」とは別でしょうか。	要求水準書の7.1.3. 開業準備業務に関する計画書の「事業者主催の試食会実施スケジュール」は削除します。
101	要求水準書	41	5.3	5.3.1	(2)	(ソ)	(g)	ふきんの使用の可否	「原則としてふきんは使用しない」とありますが、83ページには「ふきんは不織布とする」とあります。ふきんの使用の可否について教えてください。	「調理場における洗浄・消毒マニュアルPart1」のP.45に記載のとおり、調理作業後には、不織布のふきんの使用を可とします。調理業務では、原則としてふきんを使用せず、ペーパータオルを使用します。
102	要求水準書	92	7.2	7.2.3				日報	日報の記載内容の5ボツ目、インシデントの前にある括弧は、どこまででしょうか。（括弧閉じるの位置をお尋ねしています）	要求水準書の当該記載について、「トラブル等があった場合はその内容（インシデント・アクシデント報告書と対応書）」に記載を修正します。
103	要求水準書 資料6								牛乳納入時刻と学校数はありますが、どの学校がどの時間帯にあたるのかご教示ください。	牛乳の納入時間は、現在契約している牛乳業者の各学校への納入時間を参考としています。各学校への納入時間については、事業契約締結後にお知らせします。
104	要求水準書 資料10								牛乳や卵の使用量が多い献立が見当たりませんが、献立により、使用量が大きく増加し、温度管理が重要な食材（例えば、シチューの牛乳、オムレツの液卵、など）で、資料10に明記されていないような献立の予定はありましたら、該当する食材や量など、必要保管容量が検討できる資料をご提示ください。	液卵は1人あたり最大で30g程度、牛乳は1人あたり最大で35g程度を使用する献立の実施を想定しています。

(仮称) 堺市立第1学校給食センター整備運営事業 入札説明書等に関する質問回答結果

No.	資料名	頁	章	節	細節	項	目	項目名	質問事項	市の回答
105	要求水準書 資料10								No.8の献立【ベイクドパンプキン】の調理で、かぼちゃの切り方等の欄には「くし型4cm」、調理方法等には「かぼちゃは厚さ1cmに切る」と2種類記載があります。かぼちゃは「厚さ1cm、長さ4cmのくし型に切る」という認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
106	要求水準書 資料12								陵西中学校の配膳室までの移動については、B棟内を移動する想定でしょうか。	B棟に沿って、迂回して配膳室に納品する想定です。
107	要求水準書 資料12								学級数の多い学校については学年ごとの配膳スペースを確保するとありますが、配膳室とは別に配膳スペースを準備する学校と設置予定の場所をご教示下さい。	配膳スペースを設ける学校は4校程度を想定しています。配膳スペースの設置場所については、事業契約締結後にお知らせします。
108	要求水準書 資料13								配送校内訳表は、各ラインあたりの配送校との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
109	落札者決定基準	4	第3	2		ア	(ア)	市内業者	地元活用が一定の評価基準とありますが、市内業者の定義について、堺市に本社・本店・支店・営業所等を設置する企業という理解でよろしいでしょうか。	具体的な評価方法については、堺市PFI事業検討委員会に委ねています。

(仮称) 堺市立第1学校給食センター整備運営事業 入札説明書等に関する質問回答結果

No.	資料名	頁	章	節	細節	項	目	項目名	質問事項	市の回答
110	様式集	1	第1	2	(1)			入札参加資格申請に関する提出書類	「提出書類は、様式4を上にして…一括して左綴じし、1部を提出すること。」とありますが、バインダー綴じの必要はないのでしょうか。必要の際は、バインダー表紙・背表紙への必要記載項目があればご教示いただけますでしょうか。	パイプ式ファイル等に綴じて提出してください。なお、表紙・背表紙については、事業名称、提案書類名（入札参加資格申請に関する提出書類）等が分かるようにしてください。
111	様式集	1	第1	2	(2)			入札参加資格申請に関する提出書類	「捺印が必要な様式の印については、貴市への登録印とすること。」とありますが、様式8-2委任状（復代理人）の受任者、また様式23の受任者は個人印のため、貴市への登録は不要との理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
112	様式集	2	第1	4	(2)			入札に関する提出書類	入札に関する提出書類は様式20～23とのことですが、厳封するのは様式21のみで、様式20.22.23については、封入しないでの提出でお間違いないでしょうか。	ご理解のとおりです。
113	様式集	3	第1	5	(3)			概要説明 企業名記載	様式集_概要説明(第1給食センター)3頁目、(3) 提案審査書類には、入札参加グループの構成員の企業名を特定又は推測できる表記及びロゴ等の表示は、一切しないこと。と記載ありますが、正本には企業名対応表を別途付ける形とし、提案内容は副本と同じの対応でも問題ありませんでしょうか。	問題ありません。
114	様式集	3	第1	5	(5)			概要説明 インデックス	様式集_概要説明(第1給食センター)3頁目、(5) 様式ごとにインデックスを付けること。と書かれておりますが、項目毎にインデックスを差し込む形の対応にさせて頂けないでしょうか。 例) (ア) 事業計画に関する提案、(イ) 設計・建設に関する提案…等、インデックスをページ1枚として差し込む形式	事業者の提案に委ねます。様式集の当該記載について修正します。

(仮称) 堺市立第1学校給食センター整備運営事業 入札説明書等に関する質問回答結果

No.	資料名	頁	章	節	細節	項	目	項目名	質問事項	市の回答
115	様式集	3	第1	5	(6)			概要説明 バインダー数	様式集_概要説明(第1給食センター)3頁目、(6) バインダー左綴じとし、正本1部、副本10部の合計11部を提出すること。とのみ記載されておりますが、様式24～35及び図面集を1冊のA4にまとめて提出でしょうか。それとも様式24～35はA4ファイル、図面集はA3ファイルの2分冊提出でしょうか。	様式24～29については、A4サイズのバインダーに左綴じとし、正本1部、副本2部の合計3部をご提出ください。図面集と様式30～35については、A4サイズのバインダーに左綴じとし、正本1部、副本10部の合計11部をご提出ください。なお、「様式24～29」と「図面集」と「様式30～35」は、それぞれ別冊にしてください。
116	様式集_概要説明(第1給食センター)	3	第1	5	(3)			提案審査書類に関する提出書類	提案書には構成員の企業名を特定又は推測できる表記及びロゴ等の表示が禁止されておりますが、構成員以外の企業（例えば下請企業や金融機関、保険会社など）を提案書内で記載する場合は、企業名を記載しても問題ない認識で宜しいでしょうか。	入札参加グループの構成員の企業名が特定されないのであれば、使用しても問題ありません。
117	様式集	3	第2	1	(2)			添付	①「添付資料」「補足資料」「写し等の添付書類」とありますが、具体的にはどのようなものを添付してもよいでしょうか。金融機関や地元企業の関心表明書、企業独自のマニュアル等でしょうか。②添付する場合、どこに綴じ込むか、両面印刷するかどうかは業者判断でよろしいでしょうか。③3ページで構成員は匿名との旨を指定されているので、添付する文章等も企業名は、金融機関も含め、匿名でしょうか。	①について、ご理解のとおりです。なお、提案内容を補足する資料も可とします。②について、ご理解のとおりです。③について、ご理解のとおりです。なお、入札参加グループの構成員の企業名が特定されないのであれば、企業名を伏せなくても構いません。
118	様式集_概要説明(第1給食センター)	3	第2	1	(2)			作成要領等	添付資料が認められておりますが、金融機関からの融資確約書や関心表明書等を添付しても問題ない理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。

(仮称) 堺市立第1学校給食センター整備運営事業 入札説明書等に関する質問回答結果

No.	資料名	頁	章	節	細節	項	目	項目名	質問事項	市の回答
119	様式集	5	第3					提出書類一覧	提案審査に関する提出書類（ア）事業計画に関する提案のうち、様式25－5①～⑤はA3縦書きとございますが様式見本には「A4判適宜」と記載されておりますが、A3判を折り込むという理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
120	様式集	様式5等						入札参加資格申請関連	様式5や様式8等に記載する「所在地」「商号又は名称」「代表者職氏名」は貴市の入札参加資格に登録している情報を記入するという理解でよろしいでしょうか。また、様式7の連絡先一覧は入札参加資格者以外の情報(委任先の支店等)でもよろしいでしょうか。	前段はご理解のとおりです。後段は本件入札手続きについて熟知しているご担当者様の連絡先を記載してください。
121	様式集_様式01-19[手続き関係]	様式6						グループ構成員一覧	記載する会社情報は、本社のものでしょうか。それとも、入札参加資格者名簿に登録している委任先の支店のものでしょうか。	市の入札参加者名簿に登録しているものとします。
122	様式集_様式01-19[手続き関係]	様式8-1						委任状	記載する会社情報は、本社のものでしょうか。それとも、入札参加資格者名簿に登録している委任先の支店のものでしょうか。	市の入札参加者名簿に登録しているものとします。
123	様式集（手続き関係）	様式8-1						委任状	代表者名は入札参加資格者名簿に記載をしている商号又は名称、代表者職/氏名でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

(仮称) 堺市立第1学校給食センター整備運営事業 入札説明書等に関する質問回答結果

No.	資料名	頁	章	節	細節	項	目	項目名	質問事項	市の回答
124	様式集（手続き関係）	様式9						建設業務に当 たる者	業務実績を証する書類は、工事実績情報サービス（C O R I N S）の竣工時登録の写しの添付でもよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
125	様式集	様式9						建設業務に当 たる者	添付書類のうち、雇用保険法第7条の規定による被保険者とな ったことの届出を行っている者であることを証する書類は、確定 申告書と納付書の写しの提出で宜しいでしょうか。	経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書における 「その他の審査項目（社会性等）」の各項目で確認します。た だし、当該項目について「無」と表記されているが、その後に加 入されている場合は、その項目に応じて「雇用保険適用事業所設 置届事業主控（受理済）の写し」、「健康保険・厚生年金保 険適用事業所関係事項確認（申請）書の写し」又は「社会 保険に関する報告書（市が指定する様式）」をご提出くださ い。
126	様式集	様式9						入札参加資 格申請書	設計企業と工事監理企業が同一の場合、重複する添付書類 (建築士事務所登録、業務実績を証する書類、会社概要等) は省略可能(1部)でしょうか。業務ごとに必要(計2部)でしょ うか。	書類不備等を防止するため、各業務で提出してください。
127	様式集	様式9						入札参加資 格申請関連	「国又は地方公共団体が発注した」業務の実績について、国又 は地方公共団体と直接契約していない業務(PFI案件の構成 員、再委託等)でも認められるでしょうか。また、その場合に添付 すべき書類についてご教示下さい。	ご理解のとおりです。その場合、基本協定書、事業契約書、 SPCに設立に関する書類（定款など）などを添付してください。 なお、SPCの構成企業から受託した下請け企業の場合は、その 旨が分かる資料を添付してください。
128	様式集_様式01- 19[手続き関係]	様式9						入札参加資 格申請書	納税証明書に関する記載がございませんが、提出は不要でしょ うか。	納税証明書の提出は不要です。共通及び個別の参加資格要 件は、様式9「入札参加資格申請書」の提出をもって誓約され たものとしします。

(仮称) 堺市立第1学校給食センター整備運営事業 入札説明書等に関する質問回答結果

No.	資料名	頁	章	節	細節	項	目	項目名	質問事項	市の回答
129	様式集_様式01-19[手続き関係]	様式9						入札参加資格申請書	納税証明書の提出が必要となる場合、国税（法人税、消費税）は「納税証明書その3の3」で宜しいでしょうか。	納税証明書の提出は不要です。共通及び個別の参加資格要件は、様式9「入札参加資格申請書」の提出をもって誓約されたものとします。
130	様式集_様式01-19[手続き関係]	様式9						入札参加資格申請書	納税証明書の提出が必要となる場合、地方税については、貴市に事業所がない場合は提出は不要でしょうか。それとも貴市の入札参加者名簿に届出をしている委任先の支店が所在する地方自治体の納税証明書の提出が必要でしょうか。	納税証明書の提出は不要です。共通及び個別の参加資格要件は、様式9「入札参加資格申請書」の提出をもって誓約されたものとします。
131	様式集	様式9						様式9	調理設備企業として参加する予定ですが、個別の資格要件をお求めいただいていませんので、入札参加資格の書類は、入札登録がわかる書類と会社概要の2種類で構わないでしょうか。	入札説明書の3.2.2.(1)共通の参加資格要件をご確認ください。
132	様式集_様式01-19[手続き関係]	様式10						事業実施体制	記載する本事業における役割は、設計、建設、維持管理、運営等の業務以外の、所謂「FA業務・SPC管理業務」を受託する場合、「FA業務・SPC管理業務」と記載する認識で宜しいでしょうか。それとも「その他」と記載するのでしょうか。	「FA業務・SPC管理業務」などその他の業務内容がわかるように記載してください。
133	様式集_様式20-29[入札・必須審査]	様式25-1						サービス対価C	サービス対価Cの固定料金合計額の行に、事業契約書（案）別紙4-1「表 サービス対価の構成（頁51）」に記載の「その他費用」の記載がございませんが、当該費用は「うち運営費相当額」の内数として記載する理解で宜しいでしょうか。	その他費用が発生する場合は「うちその他費用相当額」を追加してください。

(仮称) 堺市立第1学校給食センター整備運営事業 入札説明書等に関する質問回答結果

No.	資料名	頁	章	節	細節	項	目	項目名	質問事項	市の回答
134	様式集	様式 25-2						スケジュール表	図面集の⑭施設整備スケジュール表とかなりの部分が重複すると思われます。どちらかを取りやめるか、様式25-2と重複感のない図面集⑭の記載方法をお示しいただけないでしょうか。	ご指摘のとおり、図面集の一部として作成する「⑭ 施設整備スケジュール表」を削除します。
135	様式集	様式 25-3						バックアップサーバー	バックアップサーバーは、ここでは「企業A」と表記されていますが、匿名にする必要があるでしょうか。また、バックアップサーバーは施設整備、工事監理、維持管理、運営、調理設備、配送・回収、その他のうちの業種に必要でしょうか。	入札参加グループの構成員の企業名が特定されないのであれば匿名にする必要はありません。なお、バックアップサーバーの業種は事業者の提案に委ねますが、事業期間中において、事業停止等のリスクを踏まえてご提案ください。
136	様式集	様式 25-3						匿名の書き方	事業の体制図は「構成企業A（業種名）」とあります。提案書本文で匿名で企業を表記する場合「構成企業A」とすべきでしょうか。あるいは「建設企業」と業種名で書くべきでしょうか。	「設計企業A」など業種で分けてください。なお、正本には企業名対応表を別途付けるなど匿名の企業がどの事業者に該当するか分かるようにしてください。
137	様式集	様式 25-4						収支等計画	SPC清算に係る費用等の計上のため、令和22年度の行を追加しても差支えございませんでしょうか。	本事業期間中に発生する費用を記載してください。
138	様式集	様式 25-4						収支等計画	＜市のライフサイクルコスト＞は発生主義にて記載するという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

(仮称) 堺市立第1学校給食センター整備運営事業 入札説明書等に関する質問回答結果

No.	資料名	頁	章	節	細節	項	目	項目名	質問事項	市の回答
139	様式集	様式 25-4						収支等計画	千円単位にて記載とございますが、千円未満を四捨五入して記載するという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
140	様式集	様式 25-5						チェックリスト	「A4判」とありますが、5ページにはA3縦書きとあります。	A3縦書きとします。様式集の当該記載について修正します。
141	様式集25-5①～⑤	様式 25-5 ①～ ④							様式集_概要説明(第1給食センター)5ページの提出書類一覧ではA3縦書きと記載、様式集_様式20-29〔入札・必須審査〕(第1給食センター)の12枚目にはA4判と書かれております。A3かA4かご指定頂けますでしょうか。	A3縦書きとします。様式集の当該記載について修正します。
142	様式集	様式 25-5						チェックリスト	これだけの詳細な内容を漏れなく正確に記述するには多大な労力を要します。様式22で要求水準の達成を誓約しますので、「要求水準書のとおり」との記述は不要にしてくださいでしょうか。要求水準を上回る（と事業者が考える）独自提案だけの記述にしたほうが、審査する先生方にも見やすく便利になると思考いたします。	原案のままとします。
143	様式集	様式 25-5						チェックリスト	ダウンロードして印刷したらA3で27枚あり、11部に綴じ込むとなると297枚になります。ペーパーレスやSDGsの観点から、正本に1部綴じ込むだけでよいということに変更できないでしょうか。	様式24～29については、A4サイズのバインダーに左綴じとし、正本1部、副本2部の合計3部をご提出ください。図面集と様式30～35については、A4サイズのバインダーに左綴じとし、正本1部、副本10部の合計11部をご提出ください。なお、「様式24～29」と「図面集」と「様式30～35」は、それぞれ別冊にしてください。

(仮称) 堺市立第1学校給食センター整備運営事業 入札説明書等に関する質問回答結果

No.	資料名	頁	章	節	細節	項	目	項目名	質問事項	市の回答
144	様式集	様式 25-5						チェックリスト	様式25-5は、①～⑤それぞれの前にインデックスが1枚ずつ必要ですか。	様式25-5について、①～⑤それぞれの前にインデックスは不要です。
145	様式集	様式 25-5						チェックリスト	ダウンロードして印刷したら右上に通し番号を振る欄がありませんでしたが、振らなくてよろしいでしょうか。	通し番号をお願いします。
146	様式集	様式 26-1							図面集の中で、③全体配置図（縮尺1/1,000）とされていますが、文字や動線等の記載を見やすくするため、縮尺1/900(平面図1/450の50%)としてもよろしいでしょうか。	尺度は1/1000としますが、文字等は見やすくしてください。
147	様式集	様式 26-1						物資配送拠点の設計概要	設計概要は学校給食センターだけを書けば良いのでしょうか。物資配送拠点の建物については記載は不要でしょうか。	給食物資配送拠点エリアも記載してください。
148	様式集	様式 26-1						図面集	物資配送拠点の施設平面図、施設立面図、施設断面図、各種備品リスト、施工計画図、施設整備スケジュール、透視図は必要でしょうか。	ご理解のとおりです。

(仮称) 堺市立第1学校給食センター整備運営事業 入札説明書等に関する質問回答結果

No.	資料名	頁	章	節	細節	項	目	項目名	質問事項	市の回答
149	様式集	様式 26-1						図面集「調理設備リスト、各種備品リスト」	調理設備リスト、各種備品リスト（調理備品含む）について、枚数制限が1枚とありますが、リストに表記する点数が多く1枚だと作成が困難な為、枚数制限を任意にしていけないでしょうか。	様式の当該記載について、任意に修正します。
150	様式集_20-29	様式 26-1						図面集	㊸調理設備リスト、㊸各種備品リスト(調理備品含む)は共にA3サイズ1枚以内となっておりますが、記載点数が多いため1枚で収まらない可能性が高く、文字のフォントもかなり小さくなります。よって、枚数を任意にしていけないでしょうか。	様式の当該記載について、任意に修正します。
151	様式集	様式 26-6 ①						初期調達費見積書	単位は千円とございますが、千円未満を四捨五入して記載するという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
152	様式集	様式 26-6 ①						初期調達費見積書	本様式に記載する消費税相当額は、サービス対価Aに対する消費税ではなく、各費目に対する消費税額を記載するという理解でよろしいでしょうか。	様式に記載する消費税相当額は、各項目の税抜き価格を合算したものを「中計」に記載し、その中計の金額に消費税率10%を乗じて算出してください。ただし、非課税の項目がある場合は、その分を除いた消費税相当額としてください、
153	様式集	様式 26-6 ④							様式26-6は、①～④それぞれの前にインデックスが1枚ずつ必要ですか。	様式26-6について、①～④それぞれの前にインデックスは不要です。

(仮称) 堺市立第1学校給食センター整備運営事業 入札説明書等に関する質問回答結果

No.	資料名	頁	章	節	細節	項	目	項目名	質問事項	市の回答
154	様式集	様式 26-6 ④							E x c e l のタブが「様式26-2④…」となっています。	誤記です。様式集の当該記載について修正します。
155	様式集	様式 26-6 ④						様式26-6④	食器・食缶等は数量・種類が明確なので明細を記載しますが、調理室内で使う調理備品は、1点1点の単価が安く、数量・種類が膨大な為、一式の金額計上で記載してもよろしいでしょうか。	事業者の提案に委ねます。
156	様式集	様式 27-2						開業準備費 見積書	単位は千円とございますが、千円未満を四捨五入して記載するという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
157	様式集	様式 27-2						開業準備費 見積書	本様式に記載する消費税相当額は、サービス対価Bに対する消費税ではなく、各費目に対する消費税額を記載するという理解でよろしいでしょうか。	様式に記載する消費税相当額は、各項目の税抜き価格を合算したものを「中計」に記載し、その中計の金額に消費税率10%を乗じて算出してください。ただし、非課税の項目がある場合は、その分を除いた消費税相当額としてください、
158	様式集	様式 28-2						維持管理費 見積書	単位は千円とございますが、千円未満を四捨五入して記載するという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

(仮称) 堺市立第1学校給食センター整備運営事業 入札説明書等に関する質問回答結果

No.	資料名	頁	章	節	細節	項	目	項目名	質問事項	市の回答
159	様式集	様式 28-2						維持管理費 見積書	保険を維持管理業務と運営業務に区分せず一括で付保する場合、保険料は様式29-2にまとめて計上してもよろしいでしょうか。	保険料を維持管理と運営で費用を案分することができるのであれば、それぞれ計上してください。難しい場合は様式29-2としますが、その際、維持管理業務の保険料も含まれていることが分かるように「13.保険料（維持管理業務も含む）」と項目に記載してください。
160	様式集	様式 28-2						維持管理費 見積書	SPCの運営に係る費用については、様式29-2にまとめて計上すればよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
161	様式集	様式 28-2						維持管理費 見積書	本様式に記載する消費税相当額は、サービス対価Cに対する消費税ではなく、各費目に対する消費税額を記載するという理解でよろしいでしょうか。	様式に記載する消費税相当額は、各項目の税抜き価格を合算したものを「中計」に記載し、その中計の金額に消費税率10%を乗じて算出してください。ただし、非課税の項目がある場合は、その分を除いた消費税相当額としてください、
162	様式集	様式 29-2						運営費見積 書	単位は千円とございますが、千円未満を四捨五入して記載するという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
163	様式集	様式 29-2						運営費見積 書	SPCの運営に係る費用については、その他業務へ計上すればよろしいでしょうか。	備考に記載の通り必要に応じて費目を追加してください。

(仮称) 堺市立第1学校給食センター整備運営事業 入札説明書等に関する質問回答結果

No.	資料名	頁	章	節	細節	項	目	項目名	質問事項	市の回答
164	様式集	様式 29-2						運営費見積書	本様式に記載する消費税相当額は、サービス対価Cに対する消費税ではなく、各費目に対する消費税額を記載するという理解でよろしいでしょうか。	様式に記載する消費税相当額は、各項目の税抜き価格を合算したものを「中計」に記載し、その中計の金額に消費税率10%を乗じて算出してください。ただし、非課税の項目がある場合は、その分を除いた消費税相当額としてください。
165	様式集	様式 32-3-2						様式32-3-2	調理能力をアレルギー対応食を含め記載するようご指示がありますが、No.3とNo.8献立において、資料10から読み取れる情報としては、特定原材料7品目の使用がないようです。アレルギー対応食の能力は記載しなくてよいのでしょうか、もしくは除去食の提供がある場合は、献立名や具体的な除去食材などを提示ください。	No.3とNo.8献立において、特定原材料7品目の使用はありませんので、アレルギー対応食の能力の記載は必要ありません。
166	様式集	様式 34-1-2							「③-2施設管理・・・」とありますが、「①-2施設管理・・・」でしょうか。	誤記です。様式集の当該記載について修正します。
167	基本協定書（案）	2	4条	1項				事業予定者の設立	本協定締結後、令和4年10月14日までに事業予定者を設立し、必要書類を市に提出することとありますが、基本協定の締結は10月上旬に予定されており（募集要項P6）、基本協定締結後10月14日までに事業予定者（特定目的会社）を設立し必要書類を提出することは不可能と思われます。つきましては、落札者決定後速やかに基本協定を締結することとしていただけないでしょうか。	スケジュールについては、原案のままとします。9月上旬に落札者の決定について、事業者へ通知しますので、10月中旬に事業契約できるよう特定目的会社の設立の準備を進めてください。
168	基本協定書（案）	4	7条	1項				事業契約	事業契約の仮契約は令和4年10月31日までに締結することとなっていますが、募集要項P6では、事業契約の仮契約締結は10月中旬となっています。どちらが正でしょうか。	遅くとも令和4年10月31日までに、市において事業契約の仮契約締結に関する決裁を完了する必要があるため、10月中旬には市に対し、特別目的会社の押印が完了した事業契約書2部をご提出ください。

(仮称) 堺市立第1学校給食センター整備運営事業 入札説明書等に関する質問回答結果

No.	資料名	頁	章	節	細節	項	目	項目名	質問事項	市の回答
169	基本協定書（案）	4	7条	5項	1号			事業契約	本事業の入札手続に関し、落札者が次の各号のいずれかに該当する場合、市は基本協定の解除、仮契約の不締結または解除できるとされていますが、第1号は倒産等の手続に関するものであり、本事業の入札手続とどのように関係している場合を想定されているのかご教示いただけますでしょうか。	本事業は長期契約となるため、倒産等の手続・申立てなどを行っている場合は、事業の実施及び継続が困難だと判断いたします。
170	基本協定書（案）	6	8条	2項				事業期間中のその他の義務	事業予定者の解散後に債務が残っていた場合に、構成企業が当然に債務引受するとの規定は、基本協定であり見かけない規定であり、また、帰責性の有無にかかわらない点で、構成企業にとって過度な負担となりますので、削除をご検討いただければと存じます。削除が難しい場合には、11条2項同様、帰責性を有するものが連帯して負担する建付けとして下さい。	前段は、原案のとおりとします。後段は、帰責性を有する者が連帯して負担することに変更します。
171	基本協定書（案）	7	11条	2項				解除並びに違約金等	第7条第5項第2号から第5号の該当性に対する違約金が「契約金額となるべき金額の100分の20に相当する金額」と記載されておりますが、本案件は200億円を超える大型の案件であり、想定される違約金が約40億円程度と過大な金額となっているかと存じます。地元企業の事業への参入障壁にもなりますので、第7条第5項第1号又は第6号から第12号の該当性に対する違約金と同様にして頂けないでしょうか（サービス対価Aの100分の10に相当する金額）。	原案のままとします。
172	基本協定書（案）	7	11条	3項				解除並びに違約金等	市は「落札者」に対し、違約金等を請求することができると記載がございしますが、第11条第2項と同様に「帰責性を有する者」に対し請求するという認識で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。

(仮称) 堺市立第1学校給食センター整備運営事業 入札説明書等に関する質問回答結果

No.	資料名	頁	章	節	細節	項	目	項目名	質問事項	市の回答
173	基本協定書（案）	7	11条	1項				解除並びに違約金等	事業契約の効力発生後に本事業の入札手続に関し、落札者に第7条第5項各号のいずれかの事由が生じた場合、市は無催告解除できとありますが、第1号は倒産手続きに関する事項であり、例えば、施設の引渡し後の維持管理運営期間中に設計企業や建設企業がこれに該当することとなった場合でも、無催告解除できるというのは、事業の継続性の観点から不合理と思われるので、第1号は除外していただけませんか。	原案のままとします。
174	基本協定書（案）	8	14条	2項				本協定の有効期間	本協定の有効期間の終了にかかわらず、第10条、第11条及び第12条の規定の効力は存続するものとありますが、事業契約終了後も第10条、第11条及び第12条の規定に該当した場合、永久に違約金が発生するということでしょうか。またその場合は、事業者が連帯して対応するのでしょうか。	違約金の発生は、第11条2項は「事業契約の効力が発生する日までに」、第11条3項は「事業仮契約の締結に至らなかった場合又は事業契約の効力発生に至らなかった場合に」に限ります。第14条第2項の内容から第10条、第11条を削除し、第12条の秘密保持に関しては事業終了後も続くものとします。なお、違約金は帰責性を有する者が連帯して負担するものとします。
175	基本協定書（案）	8	14条	2項				本協定の有効期間	事業契約終了後も第10条、第11条及び第12条の規定のに該当した場合、違約金が発生するということでしょうか。またその場合は、事業者が連帯して対応するのでしょうか。	違約金の発生は、第11条2項は「事業契約の効力が発生する日までに」、第11条3項は「事業仮契約の締結に至らなかった場合又は事業契約の効力発生に至らなかった場合に」に限ります。第14条第2項の内容から第10条、第11条を削除し、第12条の秘密保持に関しては事業終了後も続くものとします。なお、違約金は帰責性を有する者が連帯して負担するものとします。
176	事業契約書（案）	1	1章	1節	4条			出資者による誓約保証	基本協定書別紙2による「誓約書」は、事業予定者の設立時に提出することとされています（基本協定書第5条第3項）が、本契約の仮契約の締結時においても別途提出する必要があるのでしょうか。	仮契約締結時には必要ありません。

(仮称) 堺市立第1学校給食センター整備運営事業 入札説明書等に関する質問回答結果

No.	資料名	頁	章	節	細節	項	目	項目名	質問事項	市の回答
177	事業契約書（案）	3	1章	2節	9条	4項		本件施設用地等の使用	有益費の支出については、価値として残存するものですので、市への請求を協議の上認めて頂きたいと存じます。	原案のままとします。
178	事業契約書（案）	5	1章	2節	19条	1項		契約保証金	「本件施設の施設整備期間中の契約保証金として（1）の金額を本契約の仮契約締結時までに納付し、」とありますが、施設整備期間中の契約保証金が必要な期間は、本契約の仮契約締結時から本件施設引渡し日までという理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
179	事業契約書（案）	5	1章	2節	19条	1項		契約保証金	「開業準備期間及び維持管理・運営期間中の契約保証金として（2）の金額を本件施設の引渡し日までに納付する」とありますが、開業準備期間及び維持管理・運営期間中の契約保証金が必要な期間は、本件施設の引渡し日から維持管理・運営期間終了日までという理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
180	事業契約書（案）	5			19条	1項		契約保証金	施設整備期間中の契約保証金を「本契約の仮契約締結時までに納付し」と記載されておりますが、履行保証保険契約を締結する場合は、その保証証券を貴市に寄託させて頂く事で宜しいでしょうか。その場合、実務上、保険証券の発行は事業契約締結後数日かかりますので、保険会社発行の付保証明書を「事業契約締結後直ちに提出」させて頂き、保険証券は「発行され次第提出する」という手続きをお認めいただけますでしょうか。	前段はご理解のとおりです。後段は仮契約締結時までに履行保証保険証券（原本）の提出があった場合に、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができます。

(仮称) 堺市立第1学校給食センター整備運営事業 入札説明書等に関する質問回答結果

No.	資料名	頁	章	節	細節	項	目	項目名	質問事項	市の回答
181	事業契約書（案）	5	1章	2節	19条	1項	2号	契約保証金	開業準備期間及び維持管理・運営期間の初年度の契約保証金が「別紙4-1記載のサービス対価B及び維持管理・運営初年度のサービス対価C（固定料金）及びサービス対価C（変動料金）の合計（ただし、サービス対価Cの初年度に係る期間が12月に満たない場合においては、初年度に係る部分を1年当たりの額に換算した額）に相当する金額に消費税及び地方消費税の額を加えた金額の100分の10以上」となっております。 一方、第84条（開業準備期間中の解除の効力等）の違約金は「維持管理・運営初年度のサービス対価C（固定料金）及びサービス対価C（変動料金）の合計（ただし、サービス対価Cの初年度に係る期間が12月に満たない場合においては、初年度に係る部分を1年当たりの額に換算した額）と当該額に係る消費税及び地方消費税の額の合計額の100分の10に相当する金額」となっているため、開業準備期間及び維持管理・運営期間の初年度の契約保証金額を第84条の違約金額と一致させて頂けないでしょうか。	原案のとおりとします。
182	事業契約書（案）	5	1章	2節	19条	1項	2号	契約保証金	維持管理・運営期間の2年度目以降の契約保証金についても「別紙4-1記載のサービス対価B及び維持管理・運営初年度のサービス対価C（固定料金）及びサービス対価C（変動料金）の合計（ただし、サービス対価Cの初年度に係る期間が12月に満たない場合においては、初年度に係る部分を1年当たりの額に換算した額）に相当する金額に消費税及び地方消費税の額を加えた金額の100分の10以上」と読み取れます。 一方、第85条（維持管理・運営期間中の解除の効力等）の違約金は「維持管理・運営初年度のサービス対価C（固定料金）及びサービス対価C（変動料金）の合計の1年間分相当額と当該額に係る消費税及び地方消費税の額の合計額の100分の10に相当する違約金」となっているため、維持管理・運営期間の2年度目以降の契約保証金額を第85条の違約金額と一致させて頂けないでしょうか。	開業準備期間及び維持管理・運営期間中の契約保証金として、「別紙4-1記載のサービス対価B及び維持管理・運営初年度のサービス対価C（固定料金）及びサービス対価C（変動料金）の合計（ただし、サービス対価Cの初年度に係る期間が12月に満たない場合においては、初年度に係る部分を1年当たりの額に換算した額）に相当する金額に消費税及び地方消費税の額を加えた金額の100分の10以上」の納付を求めているため、2年度目以降に改めて契約保証金を納付していただく必要はありません。ただし、保険適用期間は、本件施設の引渡し完了日の翌日から維持管理・運営期間終了日まで設定してください。

(仮称) 堺市立第1学校給食センター整備運営事業 入札説明書等に関する質問回答結果

No.	資料名	頁	章	節	細節	項	目	項目名	質問事項	市の回答
183	事業契約書（案）	5	1章	2節	19条	1項	2号	契約保証金	維持管理・運営期間の2年度目以降の契約保証金も初年度と同じ金額で宜しいのでしょうか。他自治体が実施されている学校給食センターPFI事業と同様に、2年度目以降の契約保証金を各事業年度の年間金額相当額に消費税及び地方消費税の額を加えた金額の100分の10以上とされないのでしょうか。	開業準備期間及び維持管理・運営期間中の契約保証金として、「別紙4-1記載のサービス対価B及び維持管理・運営初年度のサービス対価C（固定料金）及びサービス対価C（変動料金）の合計（ただし、サービス対価Cの初年度に係る期間が12月に満たない場合においては、初年度に係る部分を1年当たりの額に換算した額）に相当する金額に消費税及び地方消費税の額を加えた金額の100分の10以上」の納付を求めているため、2年度目以降に改めて契約保証金を納付していただく必要はありません。ただし、保険適用期間は、本件施設の引渡し完了日の翌日から維持管理・運営期間終了日まで設定してください。
184	事業契約書（案）	5	1章	2節	19条	1項	2号	契約保証金	開業準備期間、維持管理・運営期間のおよそ15年間契約保証金を納付し続けるというのは、多額の資金を固定化しなければならずコストも多大となります。開業準備期間、維持管理・運営期間の契約保証金納付を免除していただくことは可能でしょうか。	開業準備期間及び維持管理・運営期間中の契約保証金として、「別紙4-1記載のサービス対価B及び維持管理・運営初年度のサービス対価C（固定料金）及びサービス対価C（変動料金）の合計（ただし、サービス対価Cの初年度に係る期間が12月に満たない場合においては、初年度に係る部分を1年当たりの額に換算した額）に相当する金額に消費税及び地方消費税の額を加えた金額の100分の10以上」の納付を求めているため、2年度目以降に改めて契約保証金を納付していただく必要はありません。ただし、保険適用期間は、本件施設の引渡し完了日の翌日から維持管理・運営期間終了日まで設定してください。
185	事業契約書（案）	5	1章	2節	19条	1項	2号	契約保証金	「サービス対価Cの初年度に係る期間が12月に満たない場合においては、初年度に係る部分を1年当たりの額に換算した額」と記載されておりますが、例えばサービス対価Cの初年度に係る期間が「3ヶ月」で3百万円の場合は、12百万円に換算して契約保証金を算出する理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

(仮称) 堺市立第1学校給食センター整備運営事業 入札説明書等に関する質問回答結果

No.	資料名	頁	章	節	細節	項	目	項目名	質問事項	市の回答
186	事業契約書（案）	5	1章	2節	19条	1項	2号	契約保証金	維持管理・運営期間の第2年度以降については、サービス対価Bに相当する金額については契約保証金から除いて頂くようお願いいたします（契約保証金：維持管理・運営期間の第2年度のサービス対価C（固定料金）及びサービス対価C（変動料金）の合計の12か月分に相当する金額に消費税及び地方消費税の額を加えた合計金額の100分の10以上の金額）。	開業準備期間及び維持管理・運営期間中の契約保証金として、「別紙4-1記載のサービス対価B及び維持管理・運営初年度のサービス対価C（固定料金）及びサービス対価C（変動料金）の合計（ただし、サービス対価Cの初年度に係る期間が12月に満たない場合においては、初年度に係る部分を1年当たりの額に換算した額）に相当する金額に消費税及び地方消費税の額を加えた金額の100分の10以上」の納付を求めているため、2年度目以降に改めて契約保証金を納付していただく必要はありません。ただし、保険適用期間は、本件施設の引渡し完了日の翌日から維持管理・運営期間終了日まで設定してください。
187	事業契約書（案）	5	1章	2節	19条	1項	2号	契約保証金	履行保証保険で担保の提供をする場合、S P C が下請けの維持管理・運営会社の契約履行について自らを被保険者とする契約履行保証保険を締結し、市はS P C の契約履行請求権に対して質権をつけることでよろしいでしょうか。	本契約の当事者が市と特別目的会社であることから、本契約の契約保証金に関し、再委託先となる請負人等を保険契約者とすることは認められません。
188	事業契約書（案）	5	1章	2節	19条	2項		契約保証金	履行保証保険で担保の提供をする場合、維持管理・運営期間中については1年契約の更新でもよろしいでしょうか。	市と特別目的会社との間の事業契約に関する開業準備期間及び維持管理・運営期間中の契約保証金として、「別紙4-1記載のサービス対価B及び維持管理・運営初年度のサービス対価C（固定料金）及びサービス対価C（変動料金）の合計（ただし、サービス対価Cの初年度に係る期間が12月に満たない場合においては、初年度に係る部分を1年当たりの額に換算した額）に相当する金額に消費税及び地方消費税の額を加えた金額の100分の10以上」の納付を求めているため、2年度目以降に改めて契約保証金を納付していただく必要はありません。ただし、保険適用期間は、本件施設の引渡し完了日の翌日から維持管理・運営期間終了日まで設定してください。

(仮称) 堺市立第1学校給食センター整備運営事業 入札説明書等に関する質問回答結果

No.	資料名	頁	章	節	細節	項	目	項目名	質問事項	市の回答
189	事業契約書（案）	5	1章	2節	19条	3項		契約保証金	以下文言を但し書きとして追加いただけますでしょうか。「ただし、堺市契約規則第30条の2各号の内、第1号の場合においては、事業者は、履行保証保険契約の内容で、i)事業者が契約者となり、堺市を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、直ちにその保証証券を堺市に提出しなければならず、ii)建設企業、設計企業又は工事監理企業等を契約者として、事業者を被保険者とする履行保証保険契約を締結せしめた場合は、事業者の負担により、その保険金請求権に、本契約に定める違約金支払債権を被担保債権とする質権を堺市のために設定しなければならない。」	本契約の当事者が市と特別目的会社であることから、本契約の契約保証金に関し、再委託先となる請負人等を保険契約者とすることは認められません。
190	事業契約書（案）	5	1章	2節	19条	3項		契約保証金	契約保証金の納付に代わり、履行保証保険を締結する場合、履行保証保険契約の締結当事者に、事業者だけではなく業務受託者があることについて認めて頂けますでしょうか（施設整備期間：建設企業等、開業準備期間及び維持管理・運営期間：運営企業及び維持管理企業等）。	本契約の当事者が市と特別目的会社であることから、本契約の契約保証金に関し、再委託先となる請負人等を保険契約者とすることは認められません。
191	事業契約書（案）	5	1章	2節	19条	3項		契約保証金	契約保証金の納付に代わり、履行保証保険を締結する場合で、維持管理及び運営業務の受託者等が事業者を被保険者とする履行保証保険契約を締結する場合、各保険の保険金額合計が第19条1項2号に定める保証金額以上という理解で宜しいでしょうか。	本契約の当事者が市と特別目的会社であることから、本契約の契約保証金に関し、再委託先となる請負人等を保険契約者とすることは認められません。
192	事業契約書（案）	5	1章	2節	19条	3項		契約保証金	契約保証金の納付に代わり、履行保証保険を締結する場合は、契約保証金と同様の条件（第19条第1項記載の金額、期日、期間）となる理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。

(仮称) 堺市立第1学校給食センター整備運営事業 入札説明書等に関する質問回答結果

No.	資料名	頁	章	節	細節	項	目	項目名	質問事項	市の回答
193	事業契約書（案）	5	1章	2節	19条	3項		契約保証金	「市は、堺市契約規則第30条の2各号（第2号を除く。）のいずれかに該当する場合は、第1項の規定による契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。」とありますが、履行保証保険を付保すれば、契約保証金は免除いただけるとの認識でよいでしょうか。	ご理解のとおりです。
194	事業契約書（案）	5	1章	2節	19条	3項		契約保証金	念のための確認ですが、施設整備期間中の契約保証金については、堺市規約規則第30条第3項第6号に基づき、工事履行保証保険の契約にて代替可能との理解にてよろしかったでしょうか。	第19条第1項第1号に規定する契約保証金についても、堺市契約規則第30条の2各号（第2号を除く。）のいずれかに該当する場合は、第1項の規定による契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができます。
195	事業契約書（案）	5	1章	2節	19条	3項		契約保証金	「市は、……第1項の規定による契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。」とありますが、これは、例えば契約保証金額の20%を納付し、残り80%を履行保証保険契約でカバーすることが可能、と理解して宜しいでしょうか。	本事業においては、不可とします。
196	事業契約書（案）	5	1章	2節	19条	3項		契約保証金	契約保証金の一部を現金で納付し、残額について履行保証保険を契約することにより契約保証金の納付を免除していただくことは可能でしょうか。	本事業においては、不可とします。
197	事業契約書（案）	5	1章	2節	19条	3項		契約保証金	堺市契約規則第30条の2（1）において、「相手方が保険会社との間に本市を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、その証書を提出したとき。」とありますが、施設整備期間中の契約保証金並びに開業準備期間及び維持管理・運営期間中の契約保証金をそれぞれ履行保証保険契約締結にて代用できとの理解で宜しいでしょうか。 また、保険契約者は、別紙6「付保すべき保険」同様に、事業者、請負人等どちらでも宜しいでしょうか。	前段はご理解のとおりです。後段は本契約の当事者が市と特別目的会社であることから、本契約の契約保証金に関し、請負人等を保険契約者とするとは認められません。

(仮称) 堺市立第1学校給食センター整備運営事業 入札説明書等に関する質問回答結果

No.	資料名	頁	章	節	細節	項	目	項目名	質問事項	市の回答
198	事業契約書（案）	5	1章	2節	19条	3項		契約保証金	前記質問による施設整備期間中、開業準備期間及び維持管理・運営期間中の契約保証金を履行保証保険契約にて代替が可能な場合、開業準備期間及び維持管理・運営期間中の履行保証保険については、通常1年の保険期間となりますので、期間1年の保険契約を都度更新して付保することで宜しいでしょうか。	開業準備期間及び維持管理・運営期間中の契約保証金として、「別紙4-1記載のサービス対価B及び維持管理・運営初年度のサービス対価C（固定料金）及びサービス対価C（変動料金）の合計（ただし、サービス対価Cの初年度に係る期間が12月に満たない場合においては、初年度に係る部分を1年当たりの額に換算した額）に相当する金額に消費税及び地方消費税の額を加えた金額の100分の10以上」の納付を求めているため、2年度目以降に改めて契約保証金を納付していただく必要はありません。ただし、保険適用期間は、本件施設の引渡し完了日の翌日から維持管理・運営期間終了日まで設定してください。
199	事業契約書（案）	5	1章	2節	19条	3項		契約保証金	堺市契約規則第30条の2（1）において、「本市を被保険者とする」とありますが、施設整備期間中、開業準備期間及び維持管理・運営期間中の履行保証保険契約の保険契約者を請負人等、被保険者を事業者とする履行保証保険を締結し、当該契約に基づく保険金請求権に対して、第一順位の質権を市のために設定した上で、その保険証券及び保険会社の質権設定承諾書を提出する取り扱いをお認めいただけますでしょうか。	本契約の当事者は市と特別目的会社であることから、本契約の契約保証金に関し、請負人等を保険契約者とすることは認められません。
200	事業契約書（案）	5	1章	2節	19条	3項		契約保証金	堺市契約規則第30条の2（1）において、「相手方が保険会社との間に本市を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、その証書を提出したとき。」とありますが、実務上、保険契約締結後、保険証券の発行までに数日かかります。従いまして、まずは保険会社発行の付保証明書を出し、保険証券が発行されしだい提出するという手続きをお認めいただけますでしょうか。	本契約の仮契約締結日は令和4年10月中旬から下旬を想定しています。それまでに保険証券を市に提出できるようご準備ください。
201	事業契約書（案）	5	1章	2節	19条	3項		契約保証金	前記質問による施設整備期間中、開業準備期間及び維持管理・運営期間中の履行保証保険の保険契約者が請負人等による場合、各請負人等が各業務毎に保険契約を締結（貴市のために質権を設定）し、各請負人等が加入する履行保証保険契約の合計額が契約保証金額を上回っていることをもって、契約保証金の納付を免除していただけますでしょうか。	本契約の当事者は市と特別目的会社であることから、本契約の契約保証金に関し、再委託先となる請負人等を保険契約者とすることは認められません。

(仮称) 堺市立第1学校給食センター整備運営事業 入札説明書等に関する質問回答結果

No.	資料名	頁	章	節	細節	項	目	項目名	質問事項	市の回答
202	事業契約書（案）	5	1章	2節	19条	3項		契約保証金	堺市契約規則第30条の2（7）において、「金融機関又は保証事業会社の保証が得られたとき」とありますが、具体的に、東日本建設業保証株式会社あるいは西日本建設業保証株式会社の保証を契約保証金の納付に代替することはできますでしょうか。	事業者の提案に委ねます。
203	事業契約書（案）	5	1章	2節	20条	5項		許認可、届出等	「事業者は、第1項に定める許認可取得又は届出の遅延により本件業務の業務費用が増加し又は市若しくは事業者に損害が生じた場合、当該増加費用又は損害を負担する。」とあるが、事業者の責めに帰する事由でない場合においても同様なのでしょうか	第20条第1項ただし書きに規定する市が取得又は届出をする許認可以外は、ご理解のとおりです。
204	事業契約書（案）	11	2章	3節	34条	2項		設計業務	事業者が貴市に提出した基本設計図書、実施設計図書、解体設計図書にかかる貴市からの確認の通知は、書面での交付をお願いできますでしょうか。	第3条第5項に規定するとおり、本契約に定める通知は原則として書面により行います。
205	事業契約書（案）	11	2章	3節	35条	4項		設計業務	貴市にご負担を頂く、貴市からの求めに応じて事業者が行う設計変更に起因して生ずる事業者の増加費用及び損害にかかる費用には、合理的な金融費用（ブレイクファンディングコストを含む。）も含まれる理解にて宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
206	事業契約書（案）	12	2章	3節	36条	1項	1号	設計業務	貴市にご負担を頂く、設計業務について貴市の責めに帰すべき事由により生じた事業者の増加費用及び損害にかかる費用には、合理的な金融費用（ブレイクファンディングコストを含む。）も含まれる理解にて宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。

(仮称) 堺市立第1学校給食センター整備運営事業 入札説明書等に関する質問回答結果

No.	資料名	頁	章	節	細節	項	目	項目名	質問事項	市の回答
207	事業契約書（案）	12	2章	4節	37条	2項		建設及び工事 監理業務	事業者が貴市に提出した建設等業務計画書にかかる貴市からの確認の通知は、書面での交付をお願いできますでしょうか。	第3条第5項に規定するとおり、本契約に定める通知は原則として書面により行います。
208	事業契約書（案）	15	2章	4節	45条	3項		本件施設の建設 工事に伴い 第三者に及ぼ した損害	市からの求償の範囲につき、合理的な範囲での求償を認める旨に変更して頂きたく存じます。	原案のままとします。
209	事業契約書（案）	18	2章	6節	51条	3項		竣工検査及び 引渡し業務	念の為の確認ですが、貴市の責めに帰すべき事由に起因して生じた事業者の増加費用及び損害にかかる費用は、合理的な金融費用（ブレークファンディングコストを含む。）も含め、貴市にご負担頂けるとの理解にて宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
210	事業契約書（案）	19	2章	6節	55条			所有権登記	登記費用には、具体的にどのような費用が含まれておりますでしょうか。	市は、必要に応じて本件施設の所有権の表題登記を行うものであり、その場合の登記費用は市が負担します。
211	事業契約書（案）	26	4章	2節	71条	2項		維持管理・運 營業務に伴う 第三者に及ぼ した損害	市からの求償の範囲につき、合理的な範囲での求償を認める旨に変更して頂きたく存じます。	原案のままとします。

(仮称) 堺市立第1学校給食センター整備運営事業 入札説明書等に関する質問回答結果

No.	資料名	頁	章	節	細節	項	目	項目名	質問事項	市の回答
212	事業契約書（案）	27	6章	1節	76条	1項		本件業務の終了に伴う引継資料等	「その終了事由の如何にかかわらず」とございますが、市の責に帰すべき事由による解除の場合は、本条は適用されないという理解でよろしいでしょうか。	市の責に帰すべき事由による解除の場合も本条は適用されます。
213	事業契約書（案）	30	6章	2節	82条	1項		談合その他の不正行為に係る違約金	内閣府より公表されている「契約に関するガイドライン」において、「違約金の額の設定にあたっては、①選定事業の内容等により解除によって管理者等が被る損害額の見込み額が異なること、②額が過少な場合には選定事業者に対する事業継続への経済的動機付けが小さくなる一方、額が過大な場合には選定事業の資金調達費用が高まり、これが契約金額に転嫁される結果ともなり得ること等にも留意して、適正な額を設定する必要がある。」と記載がございます。①について、事業契約書（案）第91条第1項に基づく20億円程度の違約金が課されることとなり、事業者再選定に係る費用等の契約解除により貴市が被る損害額と比較し過大となると思料致します。②について、プロジェクトファイナンスによるSPCの資金調達に際しては、金融機関より履行保証保険の付保や違約金相当額のリザーブ資金等の対応を求められるケースが多いことから、違約金が高額となることで、資金調達が困難になることや、違約金対応のためのコストが高額となり事業費の圧迫につながることが考えられます。従いまして、談合その他不正行為に係る違約金についても、事業契約書（案）第83条～第85条における違約金と同額としていただけますでしょうか。	原案のままとします。

(仮称) 堺市立第1学校給食センター整備運営事業 入札説明書等に関する質問回答結果

No.	資料名	頁	章	節	細節	項	目	項目名	質問事項	市の回答
214	事業契約書（案）	30	6章	2節	82条	1項		談合その他の不正行為に係る違約金	事業契約書第81条1項に該当した場合に事業契約書第82条1項にて定められた違約金支払義務がSPCに対して発生すると、違約金に備えたりザープ等の対応に多額の資金が必要となることから、プロジェクトファイナンスによる資金調達が困難となります。当該違約金については基本協定書第11条にのみ規定して違約金支払い義務は構成企業・協力企業にのみ発生するものとし、事業契約書第82条は削除してSPCに発生する違約金支払い義務は事業契約書第83～85条のみとすることを検討いただきませんか。	原案のとおりとします。
215	事業契約書（案）	30	6章	2節	82条	1項		談合その他の不正行為に係る違約金	談合行為等に対する違約金については、基本協定書内においても、事業契約解除の如何を問わず、落札者連帯での違約金支払い義務が規定されております。SPCに対して当該違約金の支払い義務が課せられますと、万一の際の本事業の継続にかかる安定性の観点から多大な影響を与えることとなりますし、そもそも当該違約金の支払い義務は基本協定書内でカバーされておられますため、事業契約書上からの削除をお願いします。	原案のとおりとします。
216	事業契約書（案）	30	6章	2節	82条	1項		談合その他の不正行為に係る違約金	本条において本契約を解除した場合は、市は、第19条に規定する契約保証金を違約金に充当されることはないのでしょうか。	本条では、違約金支払請求権に対する弁済として充当することはできません。
217	事業契約書（案）	30	6章	2節	82条	2項			第82条1項の規定は、本契約による履行が完了した後においても適用するものとする。と記載ございますが、事業契約完了後の適用期間をご教示願います。	第81条（1）～（4）は規定する各法律の時効、（5）は事業期間となります。

(仮称) 堺市立第1学校給食センター整備運営事業 入札説明書等に関する質問回答結果

No.	資料名	頁	章	節	細節	項	目	項目名	質問事項	市の回答
218	事業契約書（案）	30	6章	2節	83条	3項		引渡し前の解除の効力等	貴市よりお支払いを頂く本件施設の出来形部分については、①貴市のご確認を頂いた設計図書、②また、当該出来形を形成する上で必要となった合理的なSPC経費（SPC設立費用、金融費用等）も含まれる理解にて宜しいでしょうか。	①は含まれますが、②は含まれません。
219	事業契約書（案）	30	6章	2節	83条	3項		引渡し前の解除の効力等	金融機関が建設期間中にSPCに対して融資を行う際において、事業契約が解除された場合、SPCが貴市に対して有する出来高部分の売買債権が唯一の返済原資となります。そのため、事業者帰責にかかわらず、貴市に出来高部分を買って頂けるようご修正願います。原文の通りですと、プロジェクトファイナンスでの資金調達が増加となり、資金調達コストが増加する懸念がございます。	買取を行うかどうかは、状況に応じて市が判断します。
220	事業契約書（案）	33	6章	2節	88条	2項		市の債務不履行等による引渡し前の解除の効力等	貴市にご負担頂く、合理的な範囲での事業者の増加費用及び損害には、合理的な金融費用（ブレイクファンディングコストを含む。）も含まれる理解にて宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
221	事業契約書（案）	33	6章	2節	91条	1項		維持管理・運営期間中の解約	些末な点にて恐縮ですが、誤植（市は～本契約の全部又は一部を「上」）がございますので、ご修正をお願いできますでしょうか。	事業契約書の当該記載について「上」を「協議の上」に修正します。

(仮称) 堺市立第1学校給食センター整備運営事業 入札説明書等に関する質問回答結果

No.	資料名	頁	章	節	細節	項	目	項目名	質問事項	市の回答
222	事業契約書（案）	33	7章	1節	92条			法令変更による契約の終了	事業者は、本契約の締結日後に法令変更があり、本契約に従って本件業務の全部又は一部について、履行することが不能若しくは著しく困難となり又は軽微でない増加費用を要する場合には、その内容及び理由の詳細を記載した書面をもって直ちに市に対して通知し、市は事業者と対応方法、本件業務の変更内容及び増加費用並びに損害の見通しとその負担その他の必要事項（以下本章において「対応方法等」という。）につき協議しなければならない。と記載ございますが、軽微でない増加費用とは事業者の判断との理解でよろしいでしょうか	市と事業者にて協議して判断します。
223	事業契約書（案）	33	7章	1節	92条			法令変更による契約の終了	「～著しく困難となり又は軽微でない増加費用を要する場合には～」と記載がございますが、軽微でない増加費用に具体的な指標をご教示願います。	現時点で具体的な指標はありません。
224	事業契約書（案）	34	7章	1節	92条	3項	1号	法令変更による契約の終了	「本件施設の整備又は維持管理・運営に直接関係する法令変更」とありますが、法令の新設や変更により新たな点検等が義務付けられた場合は、本施設の維持管理に直接関連する法令変更に該当するとの認識でよろしいでしょうか。	市と事業者にて協議して判断します。
225	事業契約書（案）	35	7章	2節	97条	2項	1号	不可抗力による増加費用・損害の扱い	「不可抗力により事業者が増加費用を負担し又は損害を被ったことについて、事業者が保険金、保証金、補償金等を受領した場合には、当該受領金相当額は増加費用額及び損害額から控除し、控除後の金額について、サービス対価Aの合計の100分の1に至るまでは事業者が負担し、これを超える額については市が負担する。」とありますが、不可抗力による事業者の負担は、保険金等を充当することはできないのでしょうか。	保険金等を増加費用額及び損害額から控除し、控除後の金額について、サービス対価Aの合計の100分の1に至るまでは事業者が負担するものとします。

(仮称) 堺市立第1学校給食センター整備運営事業 入札説明書等に関する質問回答結果

No.	資料名	頁	章	節	細節	項	目	項目名	質問事項	市の回答
226	事業契約書（案）	38	10章		111条	1項		財務書類の提出	「会計監査人（公認会計士又は監査法人に限る。）の監査」との記載がございますが、会計監査人の設置は毎年の登記及び費用が必要なため、「公認会計士又は監査法人の監査」に変更して頂けますでしょうか。	会計監査人の設置は任意とし、公認会計士又は監査法人による監査を受けることを可とします。なお、基本協定書及び事業契約書の当該記載について修正します。
227	事業契約書（案）	39	10章		112条	4項		暴力団等排除に係る契約解除及び違約金に関する特約	内閣府より公表されている「契約に関するガイドライン」において、「違約金の額の設定にあたっては、①選定事業の内容等により解除によって管理者等が被る損害額の見込み額が異なること、②額が過少な場合には選定事業者に対する事業継続への経済的動機付けが小さくなる一方、額が過大な場合には選定事業の資金調達費用が高まり、これが契約金額に転嫁される結果ともなり得ること等にも留意して、適正な額を設定する必要がある。」と記載がございます。 ①について、事業契約書（案）第121条第4項に基づく20億円程度の違約金が課されることとなり、事業者再選定に係る費用等の契約解除により貴市が被る損害額と比較し過大となると思料致します。 ②について、プロジェクトファイナンスによるSPCの資金調達に際しては、金融機関より履行保証保険の付保や違約金相当額のリザーブ資金等の対応を求められるケースが多いことから、違約金が高額となることで、資金調達が困難になることや、違約金対応のためのコストが高額となり事業費の圧迫につながる事が予想されます。 従いまして、暴力団等排除に係る違約金についても、事業契約書（案）第83条～第85条における違約金と同額としていただけますでしょうか。	原案のままとします。

(仮称) 堺市立第1学校給食センター整備運営事業 入札説明書等に関する質問回答結果

No.	資料名	頁	章	節	細節	項	目	項目名	質問事項	市の回答
228	事業契約書（案）	39	10章		112条	4項		暴力団等排除に係る契約解除及び違約金に関する特約	事業契約書第112条3項に該当した場合に事業契約書第112条4項にて定められた違約金支払義務がSPCに対して発生すると、違約金に備えたりリザーブ等の対応に多額の資金が必要となることから、プロジェクトファイナンスによる資金調達が困難となります。当該違約金については基本協定書第11条にのみ規定して違約金支払い義務は構成企業・協力企業にのみ発生するものとし、事業契約書第112条4項は削除してSPCに発生する違約金支払い義務は事業契約書第83～85条のみとすることをご検討いただきませんか。	原案のままとします。
229	事業契約書（案）				36条 39条 62条 96条 97条			不可抗力	今後の新型コロナウイルスの変異等による感染症がまん延した場合、①本件施設の引渡し日又は維持管理・運営開始日の遅延、乃至②維持管理・運営業務において、事業者が増加費用及び損害が発生する場合も想定されますが、何れも事業者が十分な感染防止策を徹底していた際は不可抗力の対象となり、市と事業者間で第96条に基づく協議が行われ、第97条に基づく費用負担が適用されるものと理解して宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
230	事業契約書（案） 別紙1	46	別紙1					用語の定義	不可抗力の定義について、「天災等（要求水準書で基準を定めたものにあつては、当該基準を超えるものに限る。）で市及び事業者双方の責に帰すことができないものをいう。ただし、法令の変更は、「不可抗力」に含まれない。」とありますが、例えば足許の新型コロナウイルス感染症は、これに含まれると考えて宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
231	事業契約書（案）	51	別紙 4-1	2	(1)			支払いの算定方法及び支払額	サービス対価Aに係る消費税は、サービス対価Aの全体の税抜価格に、消費税10%をかけて算出する理解で宜しいでしょうか。	サービス対価Aに係る消費税額は、様式26-6①～④に記載する消費税相当額と同額となります。なお、端数が生じた場合は、国等の債権債務等の金額の端数計算に関する法律第3条に基づき、各四半期の初回の支払金額に合算する予定です。

(仮称) 堺市立第1学校給食センター整備運営事業 入札説明書等に関する質問回答結果

No.	資料名	頁	章	節	細節	項	目	項目名	質問事項	市の回答
232	事業契約書（案）	51	別紙 4-1	2	(2)			支払いの算定方法及び支払額	サービス対価Bに係る消費税は、サービス対価Bの全体の税抜価格に、消費税10%をかけて算出する理解で宜しいでしょうか。	サービス対価Bに係る消費税額は、様式27-2に記載する消費税相当額と同額となります。なお、端数が生じた場合は、国等の債権債務等の金額の端数計算に関する法律第3条に基づき、各四半期の初回の支払金額に合算する予定です。
233	事業契約書（案）	51	別紙 4-1	2	(3)			支払いの算定方法及び支払額	サービス対価Cに係る消費税は、固定料金の四半期ごとの税抜価格に消費税10%をかけた金額と、変動料金の四半期ごとの税抜価格に消費税10%をかけた金額を合算して算出する理解で宜しいでしょうか。また、各支払回ごとの消費税について端数が生じた場合は、各四半期の最終支払回において調整を行う理解で宜しいでしょうか。	サービス対価Cに係る消費税額は、様式28-2及び様式29-2に記載する消費税相当額と同額となります。なお、端数が生じた場合は、国等の債権債務等の金額の端数計算に関する法律第3条に基づき、各四半期の初回の支払金額に合算する予定です。
234	事業契約書（案）	51	別紙 4-1	2	(3)			支払いの算定方法及び支払額	「四半期ごとに、年間の支払額の4分の1相当額を～支払う」と記載されておりますが、端数が生じた場合は各年度の最終回において、端数調整を行う理解で宜しいでしょうか。	端数が生じた場合は、国等の債権債務等の金額の端数計算に関する法律第3条に基づき、初回の支払金額に合算する。
235	事業契約書(案) 別紙4-1	54	別紙 4-1	5	(1)	ア		サービス対価の改定及び変更	調理設備その他の搬入設置に係る工事はサービス対価改定の対象外とされておりますが、昨今の原材料高騰を考慮すると、食缶等の調達においても相当の価格変動の可能性がありため、これら搬入設置に係る工事の対価についても改定の対象としていただけませんか。	原案のままとします。

(仮称) 堺市立第1学校給食センター整備運営事業 入札説明書等に関する質問回答結果

No.	資料名	頁	章	節	細節	項	目	項目名	質問事項	市の回答
236	事業契約書(案) 別紙4-1	54	別紙 4-1	5	(1)	イ・ウ		サービス対価 の改訂及び変 更	物価変動の基準ですが事業契約書に、『施設整備期間内で 本契約の効力発生日から12 か月を経過した後に日本国内に おける賃金水準又は物価水準の変動によりサービス対価A が 不適当となったと認めたときは、相手方に対してサービス対価A の改定を請求することができる。』とあり、また請求額は『変動前 残工事代金額と変動後残工事代金額との差額のうち変動前 残工事代金額の1000 分の15 を超える額』とあります。その場 合、既に着手している工事については該当しないことになります ので本契約の効力発生日から6か月若しくは工事着手日が属 する月以降として頂けないでしょうか。	サービス対価Aの改定に係る基準について、「本事業の入札公 告日が属する月から本契約の効力発生日が属する月の先月まで の確定している指数の平均値」を「入札日が属する月に確定し ている指数」とし、「本契約の効力発生日から12か月を経過し た後に確定している指数の変動が3か月継続して1000分の15 を超える場合に限るもの」から「3か月継続して」を削除します。 なお、事業契約書の当該記載について修正します。
237	事業契約書(案) 別紙4-1	54	別紙4- 1	5	(1)	ウ		サービス対価 の改定及び変 更	変動の基準となる指標は、入札公告日の属する月と本契約効 力発生日が属する月の先月までの指数の平均値と比較するこ ととなっていますが、昨今、建設物価の変動が著しいことから、入 札公告日の属する月の指数と比較することといただけません でしょうか。	サービス対価Aの改定に係る基準について、「本事業の入札公 告日が属する月から本契約の効力発生日が属する月の先月まで の確定している指数の平均値」を「入札日が属する月に確定し ている指数」とし、「本契約の効力発生日から12か月を経過し た後に確定している指数の変動が3か月継続して1000分の15 を超える場合に限るもの」から「3か月継続して」を削除します。 なお、事業契約書の当該記載について修正します。
238	事業契約書(案) 別紙4-1	54	別紙4- 1	5	(1)	オ		サービス対価 の改定及び変 更	サービス対価Aの改定は再度行うことができないとされていま すが、昨今、建設物価の上昇が著しいこと、及び3ヶ月継続して 1000分の15を超える指数の変動を前提としていることから、3ヶ 月ごとの再スライドを認めていただけませんでしょうか。	原案のままとします。
239	事業契約書 (案) 別紙4-1	55	別紙 4- 1	5	(3)	表		サービス対価C の改定の指標	維持管理費相当分の価格指数である企業向けサービス価格 指数「建物サービス」は建物維持管理業務に要する経費の物 価変動実勢とはかけ離れて推移しており、物価変動による価格 改定に用いる指標としては不適当かと思料いたします。より実勢 を反映していると思われる「消費者物価指数－財・サービス分 類指数（全国）サービス」を指標として採用していただけないで しょうか。	原案のままとします。

(仮称) 堺市立第1学校給食センター整備運営事業 入札説明書等に関する質問回答結果

No.	資料名	頁	章	節	細節	項	目	項目名	質問事項	市の回答
240	事業契約書（案）	62	別紙6	1.	ア			建設工事保険	保険の期間について「本件施設の引渡日から1月後を終期とする。」とありますが、建設工事保険は通常終期日前であっても、工事の対象物が引き渡された時に補償が終了となります。本事業においては引渡し後1か月間も補償されるようにする必要がありますか。	事業契約書（案）を修正します。建設工事保険の終期は、引渡日としますが、火災保険に関しては、引渡後、市が火災保険に加入するまでの約1ヶ月の期間、補償するようにしてください。
241	事業契約書（案） 別紙6	62	別紙6					付保すべき保険	引渡し前に付す保険のうち、建設工事保険の保険期間の保険終期について、「本件施設の引渡日から1月後を終期とする」とありますが、通常保険の効力は引渡日までとなり、万一事故が起きた場合でも補償の対象とならない上、事業者のコストアップとなってしまうため、保険終期を本件施設の引渡日とさせていただきますでしょうか。	事業契約書（案）を修正します。建設工事保険の終期は、引渡日としますが、火災保険に関しては、引渡後、市が火災保険に加入するまでの約1ヶ月の期間、補償するようにしてください。
242	事業契約書（案） 別紙6	62	別紙6					付保すべき保険	開業準備期間及び維持管理・運営期間中において、貴市が本施設に関して付保する保険・共済等がございましたら、その補償内容についてご教示いただけないでしょうか。	施設引渡しを受けた後、市において建物総合損害共済に加入する予定です。
243	事業契約書（案） 別紙6	62	別紙6					付保すべき保険	引渡し後に付す保険である第三者賠償責任保険の保険期間について、「開業準備開始日から維持管理・運営終了日までとする」とありますが、引渡し後の保険は通常1年の保険期間となりますので、期間1年の保険契約を都度更新して付保することで宜しいでしょうか。	事業者の提案に委ねます。
244	事業契約書（案）	63	別紙6	2				引渡し後に付す保険	第三者賠償責任保険は1年契約の更新でもよろしいでしょうか。	事業者の提案に委ねます。

(仮称) 堺市立第1学校給食センター整備運営事業 入札説明書等に関する質問回答結果

No.	資料名	頁	章	節	細節	項	目	項目名	質問事項	市の回答
245	事業契約書（案） 別紙6	62	別紙6					付保すべき保険	別紙6に記載されていないその他の保険については、てん補限度額や免責金額等の保険条件は、事業者の提案に委ねるとの理解で宜しいでしょうか。	事業者の提案に委ねます。
246	事業契約書（案） 別紙6	62	別紙6					付保すべき保険	保険契約締結後、保険証券の発行までにおよそ1ヵ月程度かかります。従いまして、まずは保険会社発行の付保証明書を提出し、保険証券が発行されしだい提出するという手続きをお認めいただけますでしょうか。	別紙6に定める保険については、ご提案の取扱いでも問題ありません。
247	事業契約書（案） 別紙9	66	別紙9					モニタリングの種類と方法	表に記載、①日常モニタリング（セルフモニタリング）で市の行う業務として、業務日誌及び業務水準の確認を行うとございますが、事業者の行う業務には、モニタリング結果に基づき、日報を毎営業日に作成すると記載がございます。また、事業契約書（案）第64条（年次業務報告書）へも業務日誌の記載がないことから、業務日誌と日報は同じものとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
248	事業契約書（案） 別紙9	67	別紙9	2	(2)			要求水準未達の分類	「表 要求水準未達の分類」の維持管理業務の基準は、「基準1：重大な事象以外の事象 レベル2」と「基準2：重大な事象 レベル6」の分類しかないのでしょうか。	ご理解のとおりです。
249	事業契約書（案） 別紙9	67	別紙9	2	(2)			要求水準未達の分類	「表 要求水準未達の分類」の「基準2：重大な事象 レベル6」で「維持管理業務の不備による衛生状態の欠陥等により重大な影響を及ぼす事態の発生」との記載がございますが、重大な影響とは、どのような事象を想定されておりますでしょうか。ご教示願います。	維持管理業務の不備による給食への異物混入や、給食が提供できない等の事象を想定しています。

(仮称) 堺市立第 1 学校給食センター整備運営事業 入札説明書等に関する質問回答結果

No.	資料名	頁	章	節	細節	項	目	項目名	質問事項	市の回答
250	事業契約書（案） 別紙9	67	別紙9	2	(2)			要求水準未達の分類	「基準2：重大な事象 レベル6」に「警備業務の不備に起因して侵入者が起こした重大な人身事故・犯罪の発生」とございますが、通常行う警備業務（機械警備業務）を行っており、善良なる管理者の注意義務を全うしていても発生した、侵入者が起こした重大な人身事故・犯罪は、この分類には該当しないとの認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
251	事業契約書（案） 別紙9	68	別紙9	3				是正勧告に対する事業者の対応	事業者は原則として是正勧告を受けた日から3日以内に改善計画書を市に提出し、改善を実行する期日を計画書提出から5日以内とありますが、土日を跨ぐと十分な検討が出来ない恐れがある為、土日祝日を除く3日以内及び5日以内としていただけないでしょうか。	3日以内（ただし、土日祝日を除く。）に修正します。
252	事業契約書（案）	75	別紙12					保証書	保証の対象となる業務を共同企業体として事業者から受託又は請負う場合、本保証書は共同企業体名で差し入れるのでしょうか。共同企業体の代表企業名でしょうか。もしくは、共同企業体の構成員各社がそれぞれ差し入れるのでしょうか。	共同企業体名とし、共同企業体の構成員各社が押印されたものをご提出ください。